

ばら相そへられて、下野の國佐野といふ所へ出てたち、足利の學校に立ち寄り侍れば、孔子、子路、顔回、この肖像をかけて、諸國の學徒かうべを傾け、日ぐらし居たる體は、かしく且つはあはれに見え侍り、

〔七七〇〕病間長語
卷二

病夫先年下毛に遊しとき、學校利の足のことを土俗に尋ねしに、三四十年前までは學寮ありて、近邑富家の子弟などは、七八歳より學に入りしことに定め若し學に入さるものは、甚た愧ることなりしに、今はその風も止けりと語りき、僧徒なれば釋奠の禮もなく、生徒のあるへき筈もなし、教化のためともならず、

〔七七二〕有徳院殿御實紀
卷廿七

また足利の學舎見て參れとて、小姓に鷹匠、目付、鳥見、奥坊主など添て遣はさる、これかしこに藏する書籍を閲せしめられしとぞ聞えし、

(註) 享保十三年四月十八日の條

〔七七二〕甲子夜話
卷六十

足利學校は今は寺なれども寺號は無くたゞ學校とのみ稱し堂の本尊は佛ならで孔子の像なりと云今學校の住持は以前流學の間天祥寺に納所をして居し人にて今年來訪して咄せしと云唯恨むらくは僧を儒士に換たきことなり

〔七七三〕樵談治要

度者といふは、いまの世のやうに、思さまに出家する事はかなはず、公方のゆるされをかうぶりて、略○中 いまの世にも大法會の時は、度者の使とてた

てらるゝはむかしをわすれぬばかりにて、その實なき事なるべし、

(註) 「佛法をたとふべき事」の條

〔七七四〕門葉記 卷九十一

右小僧門徒補座主之時、内論義之外專以此講○勸學講參勤可爲規模、功勞又有拔群輩之時者、奏聞公家、最勝講以下有職講師請綱維等之望心可吹舉也、兼日以此趣奏聞既訖各勿生疑、但於濫望者宜從停止、努力々々、

(註) 「天台山勸學講起請七箇條」の中「依講會功勞可有抽賞事」の條

〔七七五〕後宇多法皇御遺告

今當寺試經得度每迎三箇年三人度之、蓋是爲成所學業也、其所學受之法教等載門資受法次第條耳、

(註) 「遺告諸弟子等」の中「可賜年分三業度者各一人緣起第五」の條

〔七七六〕空華老師日用工夫略集

梵松求薙髮爲僧、余不許曰、佛世二十爲僧、今時雖道者、年未十五爲僧、佛法破滅、皆由是也、故余近年置試經科、設上中下三等、限以十六、深有以也、汝要爲僧、先誦法華經畢、待明年乃許受衣且落髮而已、

(註) 應安六年七月十四日の條

〔七七七〕黑谷上人語燈錄(漢語) 卷第十

- 一 停止未窺一文一句謾破眞言止觀、誹謗餘佛菩薩○中略
- 一 停止以無智身相對有智人別行輩好致諍論○中略
- 一 停止對別行人以愚癡偏執心勸棄捨彼本業、橫瞋嫌之○中略
- 一 停止言念佛門無有戒行、專勸姪酒食肉、希見守律儀者名雜行人、反說憑彌陀本願者勿恐造惡○中略
- 一 停止未辨是非、癡人不依聖教、又非師說、恣立私義、妄致諍論、取咲智者迷亂

愚人^{○中}略

一停止以癡鈍身好致唱導不知正法說諸邪法誑惑無智道俗^{○中}
一停止自說邪法言爲正法僞稱師說

(註) 「諸遺誠文」の中、元久元年十一月七日、「七箇條起請文」の條

〔七七八〕 後宇多法皇御遺告

他門徒三年終三學業者還自師門室放弘通密教必非補十二僧積練行之限
矣、他門人若雖不歷三學業望補十二僧積一千日行者又聽之、至于吾後生者
行學必雙若經歷一道更不可聽許之、

(註) 「遺告諸弟子等」の中、定門資受法灌頂教學等次第緣起第九の條

〔七七九〕 本朝高僧傳
卷第二十八

九歲出家、^{○中} 十八祝髮、初名智嘯、抵南都戒壇院、禮示觀律師、受滿分戒、

(註) 「京兆靈龜山天龍寺沙門釋疎石傳」の條

〔七八〇〕 元亨釋書
十三

於泉涌寺建重閣講堂、明年之春、華構落成、即結安居并啓講席、二儀皆式、宋土
法制、軌則肅如也、台律二宗、指泉涌爲中興、

(註) 「釋俊菴」の條

〔七八一〕 東福紀年錄

僧亦五十員、如寺產稍豐、則當增五百員、僧衆則日夜孜孜、當學顯密性相大小
權實等教、以祈國家安寧、復祝君臣壽福、寺名東福、

(註) 嘉禎二年の條

〔七八二〕 永平元禪師清規
卷下

第三章 教育の施設

今且欲造營十二板之衆寮、則先如圖樣設床、而中床屋上各開天窗一區、而四壁亦皆設明窓、以取明相焉、若前後門兩頰床與中床、每床各當設板頭、床縱除床緣與經櫃爲六尺、而又明窓下各設經櫃、凡櫃高一尺有二寸、徑一尺有五寸、計櫃上表面爲經案、以備看讀用、裏面卽爲經櫃、衆僧各自鎖之、容藏看讀之用具也、

(註) 「衆寮十二板圖樣凡例」の條

〔七八三〕 空華老師日用工夫略集

就于建長衆寮、聽長老中岩講清規、

(註) 貞治六年十二月十三日の條

〔七八四〕 紀伊續風土記

卷之五十二

當院は衆徒勸學の道場なり、弘安四年北條相模守時宗建立にして記文を

置きて金剛三昧院を管領とす、其文左に載す、

一勸學院可爲管領、子細事右勸學院者三寶惠命久續龍華之三會四智法水廣流天下四海、且爲報佛祖弘恩、且爲興菩薩門葉、此偏佛祖興法素意菩薩在定本誓也、是以安置二十五之結衆傳學三十七之祕教於有心人、誰不同心、耶依之於當院敷地者、依興法隨喜之志、寺家彰永施之書、至學人止住者、住未來安泰之念、衆徒出起請之狀、然則一山同任擁護之誓願、諸人專運勸助之忠勤、先叶高祖本懷之濫觴、後成諸佛大願之計略也、若管領之仁、住名利者弘通之願、必廢退歟、爲當院之沙汰、永可致學衆之扶持矣、略中弘安四年辛巳三月廿一日相模守平朝臣

金剛三昧院は鎌倉殿祈願寺にして十萬餘石の莊園を領す、故に寺家より勸學院の敷地を附して學徒を扶持せしむ、其後文保二年後宇多法皇院宣を賜ひ勸願の會場とし、肥後國岳年田莊を修理料に賜ふ、其院宣左に書す、高野勸學院可爲御願所、事右尋勸學院建立有緣之子、細在高野山結界無漏

之聖跡則爲眞言法門事相教相之談義所專擬我后聖朝安穩安全之勅願寺

(註) 高野山部一、壇場伽藍、勸學院の條

〔七八五〕後宇多法皇御遺告

右當院者一宗之津梁一寺之學場也始龜山院之別宮後嵯峨院之草創也、先皇昇霞之梵宇故修善得處愚質入眞之淨場故練行積功去〔移當山爲學場長日不退之學業無倦學侶數輩之鑽仰無懈施入兩三庄園爲學徒資緣皆是恩所證果之良緣宗徒成立之計略也至慈氏下生高祖共來之期不可失墜之旨起請已畢所定置學頭二人當時三人可依時學徒三十人內常住侶十六人入學衆十四人學頭者學業優長宗旨不邪僻爲其器常住者學衆內可至學頭爲人師之器用可補之常住人多以浴法流之人補之無其人暫補他人稽古優長輩是爲人師也

(註) 「遺告諸弟子等」の中、建立教王常住院、紹隆學業緣起第四の條

〔七八六〕本朝高僧傳卷第三十三

在楞嚴寺建構僧堂會中屏巖有三萬餘指能舉卽心卽佛話

(註) 「常州楞嚴寺沙門祖能傳」の條

〔七八七〕下梅尾明惠上人傳記

次の年の春の比より懇切に望む輩ら有に依て四人となれり其一人は喜海なり萬事を投捨て只行學の營いそみより外は他事なし眠を許す事も夜半一時なり髪を剃り爪を切る受用も日中一時には過ぎず此夜晝各一時の外は更に他を交へざりききびしき事無限臚けの志にては堪こらふべき様も無りき此の衆四皓かが窓を並べし商山を模すべしとぞ常には上人戯れ給ひし其後又此衆に交らん事を難去望む類ひありて漸く七人になれり其時はさらば竹林の七賢が友を結びし跡を學ばんなど被仰程に此事世に聞へて道に志しある輩ら尋來て交らん事を乞と云へども上人更に許

し給はず、爰に或は門外の石上に坐して六七日食せず、或は庭前の泥裏（ま）に立て三四日不動、如此振舞をして深切なる志を表する人皆是月卿雲客の親類世を貪る類に非ざるのみ交れり、依之上人力らなく許し給ふ程に三年の中に十八人に及べり、上人よしさらば廬山（ら）の遠法師（ま）の會下に准ぜん此外は更に不可許とぞ禁められし、（中）かくて年月を経る程に又難去人重りて十年の内に五十余輩になれり、（中）然れば三寶の加護も甚しかりけるにや、實に不善なる者は自ら退きしかば、山中の清衆けがるゝ事更になかりきと云々、

〔七八八〕本朝高僧傳 卷第十七

雖臘不高、衆議擢爲一百三十人之上首、開金剛藏、普待方來、學侶欽重、呼爲能化、衆稱所化、能化所化之名、於是始也、

〔註〕「根來十輪院沙門釋道瑜傳」の條

〔七八九〕本朝高僧傳 卷第十七

剖析文理糾紛、開通義路窒塞、斐然成章、五百餘條、義學之興、於是爲盛矣、復欲慧運流之密水、挹彼注茲、永和三年、適安祥寺、謁興雅僧正、樞衣升堂、雅公者藤實博之子、隆雅僧正之嗣、遠承運師二十三世、密印相續、脈絡在掌、喜快氣宇、竭底授與、故安祥正流歸入實性、歷今三百餘歲、綿綿不絕也、

〔註〕「高野山實性院沙門釋有快傳」の條

〔七九〇〕日本西教史 第六章

大村及び有馬は豊後に次て聖教の最盛なる地なり、大村はドム・バルテルミーの所領にして、此處には師父の居宅三戸あり、第一は大村の市街に在り、第二は長崎港に在り、第三はクリの市街に在り、此三所より國中の四十箇有餘の基督寺院と五萬の信者等を管理す、有馬はドム・プロテアの所領にして、此處に又居宅三戸あり、第一は有馬の市街に在り、此市街には常に

五六人の宣教師在住せり、此内二人は學校を管理す、此校には貴人の子弟二十人あり、其中有馬國主の従兄弟たる日向國主の公子あり、其他の生徒は皆中の貴人の子弟のみなり、第二はアリの市街に在り、有馬に在る者に比すれば一層宏大なり、第三は越巢港に在り、此港は貿易最も盛にして有名の港なり、

〔七九一〕フロイス書翰

有馬のセミナリオ及び其他の教育の場處に於ては既に述べたるが如き効果を收めたり、○中セミナリオの寺院の近くに、吉利支丹等は一學校を建て、ここに行儀、學問を習ふ爲めにその兒童を送れり、皆その性賢くして、記憶強く、日々行列をなして頌歌及び連禱リクニイを唱ふ、その學業の最も進みたるものは屢々サクラメンチに往きて身の鞭撻をなす云々、

(註) 千五百八十四年一月二日附書翰

〔七九二〕日本西教史 第六 章

日本の第二部はシモと名づく、此部分に在る基督信者等は許多の寺院ありて師父の宅も許多あり、豊後の都府たる府内の市街に於ては小學校一箇所、大學校一箇所あり、此大學校に於ては諸術、神學、日本語等を教授し、大小學士の位階を授く、小學校には二十人の宣教師あり、又臼杵に於て一の僧學校あり、此に國主フランソワの宮殿あり、

(註) シモ 九州をいふ

〔七九三〕フロイス書翰

府内のコルレジオに於てはこの年フィロゾフィアの講習始れり、こは日本に於ては未だ曾て聞かざることなり、日本には古典學クラシカの學校唯一つあるのみ、師も弟子も庶民の求道上の需要の爲めにあちこちの地に行きて懺悔を聽き、説教を爲し、洗禮を施し、メサを讀み、死者を葬ることに忙殺せ

られてあり、わが會の歐羅巴人は本國人の如く好く日本語を操ること能はざりしと雖も、事新しきが上に人々かなたの世界の事に就て聊か知る所有りければ、喜び來りて之を聽けり、宗門の書、聖者の作業など譯して聽かせ、カテキスモの事に就きて説教し、人々の蒙を啓き、之を慰むること少からざりき、

(註) 千五百八十四年一月二日附書翰

〔七九四〕日本西教史
第十二章

ゴメイ師は又天草の學校を破毀せり、此校中に在る教師五十名を長崎に遣らんとして日本のボンズ坊主に假粧し之れを留在せしめ、村落に潜行して宗徒を慰め、或は之れを扶け、或は日日居所を轉ぜしむ、蓋本年日本に百二十五名の教會徒、四十六名の教師あり、其他學校生徒及び俗務を助け需用を達する等の社員あり、其内十二人の教師は有馬、八人は天草、四人は豊後

に住し、平戸五島に又四人居住を定む、其二人は朝鮮に於て戰爭する基督信者を援くる爲め、其地に轉居し、又オルガンタン師は二人の教徒及び他の四五名を携へて京都に住居せり、

〔七九五〕日本西教史
第六章

アレキサンドル・ウリニヤン大師は信長が宣教師等を保護する確實なるを見るを以て、信長に請ふて曰く、公若し我教を以て善となさば、有馬に在る如き學校を安土の市街に設け、貴人の子弟に文學及び修身學を教授せば如何と、信長此言を悦び、安土の市街に於て學校を建つるに最も好き一區の地を以て師父に與へ、速かに此の舉に従事せしめ、費用は莫大なりと雖も愛惜する所なく之を與へたり、略中

大師は此恩惠を感謝し、直ちに安土に至り建築を始め、信長の京師より歸り來る頃までに竣功せんことを欲して勉強したり、信長も亦其規模を見

て大に稱賛し、其速かに落成せんことを欲し、大師の出發の前に此校に入學せしむる所の貴官の子弟二十五人を託せられ、其校長は京に在るオルガンタン師を其任に充て、其の代りにはプロエー師を京に送遣せり、諸般の事皆既に整備したるを以て、ワリニヤン大師は暇を信長に請ひければ、信長は宮殿城郭を見せしめ、畢て屏風を贈りけるが、此屏風は最も美麗にして安土の市街を圖畫せるものなり、大師其恩を謝し、祝賀を呈し、辭して豊後に歸れり、○中略

安土の學校落成したるや、貴人の子弟をして之に入らしめたり、嘗て信長の此校に來る時、日向國主の公子音楽を奏しければ、信長之を聴き大に欣喜の色を顯はし、宮殿に歸れり、オルガンタン師は寺院に在て説教を勉め大に効を奏したりしに、近江の國主は前に國を信長の爲めに奪はれ、其夫人と共に信長の宮殿に養はれたり、此國主及び夫人はオルガンタン師に頼りて改宗し、公子及び從臣等も此例に倣はんことを決心せり、

〔七九六〕フロイス書翰

安土なる我等がセミナリオは都の寺院に移されたり、然れどもここは、殆ど凡て高貴の出なる三十人の學生の爲めに、安全なりといふことを得ざりければ、更に之を高槻の城に移すを必要としたり、此地にはあまたの便宜有り、その建物も宏大なるの他に、全くわが宗門とジュストオ及びその父ダリオが支配庇護の下に在るなり、ダリオの學生を見ること恰もその子の如し、青年等はその徳、その學大に進み、皆聰明にして歐羅巴の學校に在つては三年の日子を費すべき所を、僅か三四箇月の間に容易く習得しうるなり、既に説教し、佛僧の虚偽を折伏し、てうすの御作業を弘むる勤に出で始めたり、

(註) 千五百八十四年一月二日附書翰

〔七九七〕日本西教史
第六章

アレキサンドル・ウリニヤン大師の日本を離れ歐洲に歸るの前、千五百八十一年に當り日本基督寺院の景況如何を爰に説く可し、大師は所轄の便を得んが爲めに日本全國を三部に分ち、宣教師等の教區三箇を設け、一は京、一は安土、一は高槻に在り、京師の區には師父二人、法兄弟二人、説教を勤め、且美麗なる寺院中に於て儀式を執行せり、安土の區には師父二人、法兄弟二人の内一人の師父は寺院及び基督信者新改宗者等を支配し、一人の師父は前に説く所の學校内に於て二十五人の少年輩に教授し、宗旨の初步を教ふるの外に拉典語、葡國語及日本語を以て讀書作文を教へけり、ジュードー右近殿の管轄なる高槻には師父一人、法兄弟一人あり、此にジュードー右近殿の允許を受け美麗なる基督寺院と師父等の宅を建て、其創立の費用は悉く右近殿より之を出し、高槻より三里を隔て若山、飯盛、嵯峨島の基督寺院あり、是皆高槻教區の所轄なり、嵯峨より二里許に於て八尾の國主たるドム・シモン・タンカ殿と云ふ者あり、其從臣八百人皆基督信者

たり、又山口は基督信者頗る多しと雖も寺院は一箇所もなし、蓋國主之を建つるを許さざるに因るなり、

〔七九八〕フロイス書翰

日本に於けるコンパニヤの現状は大略次の如し、即ち僧徒の數は司祭、伊留滿、巡察師父の隨へ來りしもの及び故パトレ・ガスパロ・コエリオよりコンパニヤに迎へられし日本人を併せ、百四十人なり、そのうち四十七人は司祭、二十五人は修練士なり、是等の人々は廿二或は廿三の駐在所に分れ住み、その二箇所は完全に保たれ、設備も良好なり、一は大村に在るノキチアトオにして、一は加津佐に在るコルレジオなり、前者に於ては修練士、道徳及び宗儀の完成を獲るに力め、滿二箇年此に勤行をなせり、又後者に於ては、我等の制度に由つて、諸學生學問及び求道の事に力む云々、

(註) 千五百九十年十月廿二日附長崎書翰

〔七九九〕フロイス書翰

今コンパニヤには百十三人の人あり、死者は四人なり、セミナリイの貴族青年は七十三人にして、サチエルドデ司祭は四十人、伊留滿は七十三人なり、後者のうち四十七人は日本人にして、他は歐羅巴の各地より來れるものなり、今コルレジオ、豫備校及びセミナリイのほか、に二十二の僧院カザ及び駐在所レジテンツアを有し、日本の諸國に散在す、然れども方今革命戰亂繁くして、我等は故里と稱すべきものを有せず、恰も追放者の如く暮してあるなり、

〔註〕一五八八年二月廿日有馬で認めた「千五百八十七年々報」

〔八〇〇〕フロイス書翰

かかる動搖不安にも拘らず、どうすの恩恵に由り、或は宗教上の徳行に於て、或はコンパニヤの教育事業に於て得たる收得は少小には非ざりき、即ち學生スツオリ、セミナリスチの爲めにはその講義の毫も妨げられずして、常に學

問の練習に従事するを得るやうに按排したるなり、されば我等は今や高等の學にいそしむ多くの人々を有し、教師に事を缺くが如きこと無し、多くの日本人伊留滿の他に、歐羅巴より來りて人道學レットレウマネを修め、且つ教師たるに適する程度に日本語を習得せるもの多數有り、而して此事を容易にせむが爲めに、歐羅巴より持ち來されたる活字スツンペをば大に利用せり、之に由り拉丁語及び日本語の書籍多數印刷せられたり、

〔註〕千五百九十二年十月一日附の長崎書翰

〔八〇一〕甲子夜話 卷十八

公鑑語る我國初以前宇内兵亂打續き儒教文籍は地を拂て絶し時小早川隆景筑前の名島において學校を設立せしと云珍きことなり

〔八〇二〕日本教育史資料 卷八

逸史曰筑前侯隆景嘗慨喪亂之久人不知學乃募下毛足利學規于名島治設所設庠舍建聖廟行釋菜之禮大夫士庶入學親臨勸勉焉吏民觀聽靡然成風云コノ名島ハ舊領内糟屋郡ニテ隆景ノ城址存ス往々其圖ヲ藏ムル者アリ重臣ノ宅舍祠寺等ヲモ録スレトモ學校ハ見エス數篇ノ筑前地誌共ニ名島城址ヲ記スルコト詳ナレトモ學校ニ及ハス其他毛利家記等隆景ノ嘉言善行ヲ記セ共學校設立ノコトナシ只日本外史ノミ逸史ニ同シ水戸ノ史學ニ精ナルハ天下ノ知ル所也其藩臣青山延光ノ小早川隆景傳ハ出典ヲ註シテ詳悉ナリ而シテ興學ノ盛舉ヲ載セス故ニ其遺址ヲ求ムルニ由ナシ或云小早川氏ノ建學ハ告老ノ後三原ノ菟裘ノ地ト是モ確據ヲ知ラス

(註) 福岡藩「名島學校」の條

解 說

中世時代の教育施設は、中古、近世に較べて甚だ貧弱である。この時代には學校教育として組織せられたものは殆んど絶無と言つて差支がないであらう。この意味に於いて從來の教育史に於いては、この時代は謂はゞ暗黒時代として冷遇せられて來たのである。併し乍らそれは教育施設を主として學校施設としてのみ考へるからであつて、學校教育施設としては成程中世時代には、前時代の大學國學の如き、乃至は江戸時代の官學藩校の如きものは認められない。併し乍ら中世時代にはこの時代特有の教育施設が發展してゐるのであつて、それは必しも不備不振とのみは考へられない。

この時代にも大學寮といふ名稱は存在し、そこで釋奠も行はれ、博士、學生も存在したが、「七一七—七一九」併しそれは殆んど名目のみであつて實際の教育は行はれたものではなかつたやうである。

鎌倉・室町幕府には、江戸幕府が設けた様な學校設置の意圖は恐らくなかつたであらう。『吾妻鏡』に學問所といふ言葉が見えるが「七二〇」、これは弓馬の故實、和漢の故事の諮問機關であつて、

教育機關とは認められない。中世時代に於ける教育施設として最も重要な役割を果たしてゐたものは寺院である。

寺院が一般世人の教育機關として利用せられた點は、中世教育の最も著しき特質と見ていゝだらうと思ふ。既に僧尼令に僧侶の世俗教育のことが規定せられてゐるが〔四八三〕、これは當時果して實行せられたかどうかは疑問である。寺院がやゝ明瞭に世俗教育を開始したのは、恐らく中世鎌倉時代に入つてからであらうと思ふ。『古今著聞集』に寺院が管絃の道場として使用せられたといふ記事があるが〔七二二〕、恐らくさうしたものから寺院が次第に一般世俗教育に進出するに至つたものであらう。俗人の子弟が稚兒童子としてその幼時に寺院生活を營む風習は既に早くから認められる〔七三二・七三三〕。勿論稚兒童子の中には將來僧侶たらんとしてゐるものもあるわけであるが、併し稚兒童子の總てが必しも僧侶たらんとしてゐたものでないことは明瞭である。その幼時を仁和寺で送つた平家の公達や、『曾我物語』の箱王の場合の如きは、尠くとも僧侶たらんとする意圖は認められない〔七三三・七三四〕。鎌倉末期と思惟される時代には、明瞭に學問の爲に寺登りするといふ風習が認められる〔七三五・七三六〕。室町時代に入るとさうした例が益々多い〔七三七—七三二〕。かゝる風習が相當一般的であつたことは『花みつ』の例にあるが如く寺院の方から恰も入學勧誘の如き態度をとつてゐることに依つても明瞭である〔七三二〕。かくて室町中期頃からは社

會の各層にかくの如き慣習が現れた。『松帆浦物語』等に現れてゐる場合は貴族の子弟の修學であるし〔七三三〕、武士の子弟の寺入りに關する記録は殆んど枚擧に違がない〔七三四—七四〇〕、更に『世鏡抄』にある例から見れば、庶民の子弟も亦寺院に於ける世俗教育に参加したと見るべきであらう〔七四一〕。

寺院生活の期間は必しも一定してゐないが、大體七歳乃至は十歳頃から十三、四歳頃までが、普通と考へられてゐたもののやうである〔七四二—七四四〕。寺院で行はれた教育内容に關しては戰國時代の武將玉木吉保の記録として傳へられる『身自鏡』が最も詳細であるが〔七四五〕、教科内容としては尠くとも看經、手習、諸藝其他立居振舞等を學び、訓育も相當に嚴重であつたことが想像せられる〔七四四—七四七〕。必しも寺院とは限らないが、武士の子弟が僧について手習を學ぶといふことはこの時代に相當廣く行はれた慣習であらうと思ふ〔七四八〕。

かくの如く寺院が教育機關としての役割を果し、僧侶が教育者として活動するに至つたことから、室町末期以降所謂庶民教育機關としての寺子屋が次第にその形態を整へるに至つたものであらう。中世の寺院の世俗教育に於いては、寺院は謂はゞあらゆる階級の子弟の寄宿教育の場所であつたのであるが、江戸時代の寺子屋になると、それは専ら庶民階級の子弟の通學教育機關となつてゐる。かゝる寺子屋の先驅と見らるべきものは、既に室町時代の末には認められるやうであ

る。(七四九)。

尙ほこの時代の教育施設として一般に知られてゐるものに、金澤文庫と足利學校とがある。金澤文庫に關しては『鎌倉大草紙』に「武州金澤の學校は北條九代の繁昌のむかし學問ありし舊跡也」として(七五八)、學校といふ名稱を用ひてゐるが、この記事は遽には信じ難い。金澤文庫の教育的活動に關しては、『北條九代記』、『右文故事附録』等に、比較的纏つた記録が認められるが(七五〇・七五一)、その多くは恐らく信を置くに足らないものであらう。其他『鎌倉遊覽記』、『廻國雜記』等にも、文庫乃至は稱名寺に關することが述べられてゐるが(七五二・七五三)、それ等に依つては金澤文庫の教育的機能は明瞭ではない。當時の記録としては北條貞顯消息其他の記録が發表せられてゐる(七五四—七五七)。これに依つて見れば、尠くとも貞顯時代には一種の圖書館的な役割は演じてゐたものと見る事が出来る。

足利學校に關しても、『鎌倉大草紙』の記述が最も古い(七五八)。小野篁が建立して上杉憲實が再興したとする説は、多くこれより出たものである(七五九—七六一)。當時の記録としては切支丹關係文書が残されてゐる。『シャギエル書簡集』、『日本西教史』、『フロイス日本史』等である(七六二—七六七)。これらの記事から想像せられる足利學校は、僧侶乃至は僧侶たらんとするもの、修學機關であつて、一般の世俗教育施設としては、學徒その郷國に歸るや、おのが學びたる所を

以て郷人に授くる」といふ間接的役割しか果してゐない。併しこの觀察には恐らく外國人的な誤謬があるであらう。我が國の文献に依ると足利學校に入學したものが必ず僧侶だとは限らない。たゞそこに入學せんとするものは僧俗貴賤を問はず、形式的に僧籍に入ることが必要だつたのである(七六八)。随つて足利學校は單なる僧侶修學の機關としてのみではなく、一般教育機關としても或る程度の機能を有してゐたと考へるのが適當であらう。而してその盛時には「攻學の徒四方より雲集した」といふシャギエルの記録も、『東路のつと』の記事などから推察して(七六九)、必しも誇張とは考へられない。この意味から見れば足利學校は、中世時代殆んど唯一の學校教育機關として、或る程度の教育的役割を果たしたものと見る事が出来るであらう。足利學校が江戸時代に入つてからも、一種の教育機關として存在してゐたことは、『病間長語』其他に依つて窺はれるが(七七〇—七七二)、その教育的機能は中世時代程活潑には營まれなかつた。

この時代の僧侶教育に關しては前代に於ける年分度者等官の施設は衰へて(七七三)、諸宗各寺について、それぞれの施設、制規が設けられるやうになつて來てゐる(七七四—七七七)。他宗者に對する特別の規定等もこの時代の施設として見るべきものであらう(七七八)。尙ほ得度受戒については南都や筑紫の戒壇についたものもみえる(七七九・一〇八七・一〇八八・九三三)。

寺院、學場等についても官の施設は廢れ、法皇、上皇の御願や、特に武將等の供養に依つて修

營せられるものが多い。例へば源頼朝や豊臣秀吉等の高野、叡山に對する供養、足利尊氏、直義等の安國寺に對するが如き、その著しき場合である。随つて特に大徳、巨匠がそれらの庇護等に依つて施設、講學した學場、僧堂等が、この期の學場施設の代表的なものと考へられよう〔七八〇—七八六〕。

七師資の關係についても亦制度的なるものはその實質に於いて廢れ、次期に於ける宗派の學費學林等の組織に至る中間として、良師明匠に従つてその期するところを修學するといふ風であつたやうに見える〔七八七—七八九〕。

寺院の教育的活動と對應して、我が中世末期に或る程度の教育的役割を果したものに、切支丹の學校がある。天文年間より寛永年間に至る約百年の間、我が國に布教のため渡來した宣教師は、天正年間信長の時代より、各地に切支丹宗の學校を設けて教育事業に従事した。九州では大友、有馬、大村三家の保護の下に、まづ天正七年有馬にコレジオ、セミナリオを設け、翌天正八年に豊後にコレジオを設置した。有馬の學校はその後禁壓が厳しくなつた爲に天草に移されてゐる〔七九〇—七九四〕。近畿では天正九年近江の安土にセミナリオが設けられ、天正十年六月本能寺の變に至るまでの一年有餘の間に、各地の青年を收容して、その成績の見るべきものがあつたが、安土の破壊後高槻に移された〔七九五・七九六〕。

切支丹の教育施設は可なり全國的な統整の下に行はれたらしい〔七九七—七九九〕。随つて宣教師の養成と信徒の教育に於いて其の功果も亦相當擧げられたものと考へられるのであるが〔八〇〇〕、天正十五年秀吉の禁教令に依つて次第に衰微するに至つた。

尙ほこの外中世の教育施設としては、小早川隆景が名島に學校を設立したといふことが傳へられてゐるが〔八〇一〕、その眞偽は明瞭でない〔八〇二〕。

第四章 教育の内容

〔八〇三〕吾妻鏡 第卅二

今日、將軍家經御右府良御亭、御興遊最中、若君福王所伺給之小鳥、飛去自籠内、在庭前橋之梢、若君周章給之間、諸大夫侍等雖馳走、無所于欲取、或雲客申云、將軍家御共、大略勇士也、召其中弓上手、可令射取之給云々、仍若宮參御前、申此由給、此事將軍家殊有御思慮、態撰小冠、召上之上野十郎朝村、此鳥不死之様、可射取之由、被仰含、朝村不能辭申、取弓與引目、進寄于樹下、彼木枝葉尤茂、小鳥之姿、僅雖見于葉之隙、枝差違兮、非養由者、輒難獲之歟、朝村蹲居庭上、取小刀、削欠引目々柱二之後、挾之、數反窺、廻樹下、諸人見其氣色、敢不瞬、遂發箭、鳥止聲、箭落庭上、朝村即持參件箭、鳥所込于引目内也、削捨目柱事、此用意也、被入籠中之處、動尾羽、囀鳴、堂上堂下感嘆之聲、滿耳、將軍家令解

御衣給、亭主被召出御、各爲朝村纏頭云々、堂下執事等、皆斷其髮、將軍家令解

〔註〕 曆仁元年五月十六日の條 ○引目 鏃の一種で物に疵をつけず射倒す爲めに作つたもの

〔八〇四〕曾我物語 卷第三

箱王聞きて、射殺すとも首斬るとも、隠して叶ふべき事か、さはなきぞとよ、それまでも忍ぶ習ぞかし、心にのみ思ひて、上にはものを習へとよ、能は稽古によるなるぞ、我等が父は弓の上手にて、鹿をも鳥をも射給ひけるなるぞ、あはれ父だにましまさば、馬をも鞍をも用意して、賜びなまし、さあらば、犬追物笠懸をも射習ひなん、我等より幼き者も、世にあれば馬に乗り物射る見るも羨しと口説ければ、略習はずとも、弓矢とる身は弓射ぬ事や候ふべき、兄が聞きて打ち笑ひ、和殿さ様にいふとも、手馴れずしては如何あるべき、射て見よとて、竹の小弓に籠は薄なる笹作の矢さしつがひ、兄障子を彼方此方に射通し、何時かわれ等十五十三になり、父の敵にゆき逢ひ

かやうに心の儘に射通さん、箱王聞きて「さる事にては候へども、大事の敵た弓にては如何と覺えたり、斯様に首を斬らん」。

(註) 「九月十三夜名ある月に一萬箱王庭に出でて父の事を歎きし事」の條。

〔八〇五〕北條五代記
卷之五

殊にもて弓馬の學ひをこたる事なし立春には氏直公北條正月七日御弓場にをいて御弓はしめあり鈴木大學頭を前とし討手の衆參候す八日に鐵炮はしめ兩日御前にてをのく、武藝をあらはす扱又御犬の馬場と號し、長さ五十間よこ三十間程犬追物の馬場あり射手はゑほし直垂を着し馬に乗犬は二十疋三十疋をはなす射手は爰をはれと矢數をあらそふ

(註) 「關東昔侍形義異様なる事」の條

〔八〇六〕源平盛衰記
卷第三十七

詩歌管絃は公家仙洞の翫物、東夷争でか磯城島難波津の言葉を存ず可きなれども、梶原は、心の剛も人に勝れ、數奇たる道も優なりけり、咲き亂れたる梅が枝を、胡こ簾るに副へてぞ挿したりける、かかれば花は散りけれども、匂ひは袖にぞ残るらん、

吹く風を何いとひけむ梅の花散り來る時ぞ香はまさりける
と云ふ古き言までも思ひ出でければ、平家の公達は花簾とて優なり、やさしと口々にぞ感じ給ひける、

(註) 「景高景時城に入る並景時秀句の事」の條

〔八〇七〕源平盛衰記
卷第三十八

平家の人々は、今討たれ給ふまでも情をば捨て給はず、此の殿、軍の陣にても隙には吹きなれと思しけるにこそ、色懐かしき漢竹の笛を、香も陸まじき錦の袋に入れて、鎧の引合にさされたり、能谷これを見奉り、「いとほしや、

此の程も城の中に、此の曉も物の音の聞えつるは、此の人にておはしけり、源氏の軍兵は、東國より數萬騎上りたれども、笛吹く者は一人もなし、如何なれば平家の公達は、斯様に優には坐すらん、とて、涙を流して立ちにけり

(註) 「平家公達の最後並首共一の谷に懸くる事」の條

〔八〇八〕源平盛衰記 卷第三十七

各濱際に打並びて、渚に寄せ來る白波に馬の足洗はせて、城内をきけば、櫓の上に伎樂を調べ管絃し、心を澄まして遊ばれけり、夜深更に及んで山路に風やみ、海上に水靜かなれば、寄手の者共も、弓杖にすがりてこれを聞く、熊谷感じて云ひけるは、實や大國にこそ、軍の庭にして管絃し、歌を詠じ、調子を糺し、勝負を知ると云ふ事はあるなれ、我が朝には未だ其の例を聞かず、哀れげに上臈都人は情深く心も優しき事かな、斯かる亂れの世の中に龍吟鳳鳴の曲を調べ、詩歌管絃の興を催す事の面白さよ、我等いかなれば

邪見の夷と生まれ、いつまで命を生きんとて、身には甲冑をはなたず、手には弓矢を携へて、斯様の人に向ひ奉り、鬪諍の劍を研く事の悲しさよ、とて、涙ぐみけるこそ哀れなれ、

(註) 「熊谷父子城戸口に寄す並平山同所に來る附成田來る事」の條

〔八〇九〕吾妻鏡 第三

於鶴岡八幡宮有神樂武衛朝頼參給、御神樂以後、入御別當坊、依奉請也、別當自京都招請兒童持尊去比下着、是郢曲達者也、以之爲媒介、所勸申盃酒也、垂髮吹横笛、梶原平次付之、又唱歌、畠山次郎歌、今様、武衛入興給、及晚令還給云々、

(註) 元暦元年十一月六日の條

〔八一〇〕吾妻鏡 第十三

來三月三日鶴岡法會舞樂事、先々召伊豆宮根兩山兒童等、雖遂行之、供僧門弟等已有數、又御家人子息等中、撰權可然少生、可調樂之旨、被仰若宮別當○曉法眼云々、因之因幡前司○大江廣元子息摩尼珠、判官代○藤邦通子息藤一、筑後權守○中原景良子息竹王等應其撰云々、

(註) 建久四年二月七日の條

〔八一〕 吾妻鏡第十九

將軍家○實朝渡御廣元○大江大朝臣家、相州○仲業武州○北條時房等被參、及和歌以下御興宴云々、亭主以三代集爲贈物云々、

(註) 承元四年五月六日の條

〔八一〕 吾妻鏡第十九

於幕府有和歌御會、遠江守○大江近廣大和前司、内藤馬允○盛時等候座云々、

(註) 承元四年九月十三日の條

〔八一〕 吾妻鏡第十九

於幕府南面有和歌御會、重胤○東朝盛三郎和田等祇候云々、

(註) 承元四年十一月廿一日の條

〔八一〕 吾妻鏡第二十一

於幕府有和歌御會、題梅花契、万春、武州○時房修理亮、伊賀次郎兵衛尉、和田新兵衛尉○盛朝等參入、女房相接、披講之後、有御連歌云々、

(註) 建保元年二月一日の條

〔八一〕 吾妻鏡第二十三

明月夜、御所和歌御會也、一條羽林、李部已下好士七八許輩、被候其座、和歌披

講最中鶴岳宮騷動、

(註) 建保六年九月十三日の條

〔八一六〕吾妻鏡
第廿三

右衛門尉紀康綱、年來雖有其功、未浴新恩、今日進一首和歌、愁申身上事、而備中國村社鄉内小埋社町者、八代相傳之由、言上之間、爲不輸之地、可領掌之由、被仰下、陸奥守廣元朝臣奉行之、是併令感詠歌給之故也、

(註) 建保五年五月廿日の條

〔八一七〕吾妻鏡
第廿七

武州○泰時被遣御書於右近將監多好方、是授和琴祕曲於美濃澤右近二郎之由、申送之間、神妙之趣所被賀也、此曲事、先日可令相傳于南條七郎○時貞二郎○經忠之旨、被仰遣之處、依母所勞、歸參之間、可爲美濃澤之由被仰訖、

(註) 寬喜元年十二月十七日の條

〔八一八〕吾妻鏡
第廿七

武州○泰時以祇候人等、去年差遣京都、對多好方、令習神樂并和琴祕曲、而好方近日可參向關東之由、有其聞、仍今日重而被遣御書於好方、止下向儀、閑可授彼曲之旨被載之云々、

(註) 寬喜二年閏正月七日の條

〔八一九〕吾妻鏡
第廿九

舞人多好氏在鎌倉之處、可令歸洛之旨、自殿下被申之間、所差進也、則將軍家染御自筆、令申御請文給、又御馬一疋白鹿毛賜好氏、兩三年一度放生會之時、可參仕之由、以木工權頭被仰含好氏云々、

(註) 嘉禎元年八月十八日の條

〔八二〇〕吾妻鏡 第四十九

入道右大辨光俊朝臣法名眞觀、光親卿息、自京都下着、當世歌仙也、○中右大辨禪門始出仕、和歌興行盛也、

〔註〕 文應元年十二月廿一日並に廿三日の條

〔八二一〕曾我物語 卷第八

梶原源太左衛門景季は、未だ鹿に逢はずして、落ち來る鹿を待ちかけつゝ、駈け並べよつびいて放つ、されども上を遙に射越して通しけり、景季取り敢ずかくこそ申しけれ、

夏草の繁みが下を行く鹿のそでの横矢は射にくかりけり
君聞こし召して、神妙なりとて、これも富士の裾野にて、百餘町をぞ賜りける、人々是を聞いて、鹿射外し歌よみてだに恩賞に預る、況て好く止めたらん輩は、如何にとぞ申しける、

〔註〕 「祐經を射んとせし事」の條

〔八二二〕承久軍物語 卷第五

中にも鏡月法しは、そのつみすてにおもければ、しぎいにさだめられける所に、此法し、むさしのかみ殿へ申されよとて、

勅なれば身をばすててき物のふのやそうぢ川のせにはたゝねど
とくちずさみければ、やすときこの歌をかんじ給ひて、さしものつみをゆるさるゝのみならず、師弟三人のいのちをたすけ給ふぞ有がたけれ、たけきものゝふの心をもやはらぐるは、和歌よりよろしきはなしと、紀のつらゆきがかきとゞめしこと葉の末、げにもとおぼえて、あはれなり、

〔八二三〕吾妻鏡 第廿一

工藤々三祐高、去夜參籠在柄社、今朝退出之刻、取昨日兼守所奉之十首歌、持

參御所將軍家朝實依賞翫此道給御感之餘、則被宥其過矣、兼守愁虛名奉篇
什、已預天神之利生、亦蒙將軍之恩化、凡感鬼神只在和歌者歟、

(註) 建保元年二月廿六日の條

〔八二四〕備前老人物語

今川義元戰場にて何某とかやをめして、先手の様體をみて、急き罷歸れとのたまひしに、先手はや戰の半なるにゆき合て、のかれかたくやありけむ、鎧を入れて首一つ取て歸り、見參に入てかくといひしかは、義元大に怒り、様體を見はからひいそきかへれとこそいひしに、その身の働、我には忠の所少もなく、軍法にまかせて、きつとはからふへしとあるに、彼使の者しほたれし顔にて、つゝしみて前にさふらふ人にむかひ、小聲にて申けるは、家隆原藤の歌に、かるかやに身にしむ色はなけれども見てすてかたき露の下をれとありければ、義元彌いかり給ひて、なにといふそとありしに、近習

の人かくと申す、義元しはらく打案て、氣色やわらき、とゝかさる仕形なれとも、急なるにのそみて、奇特に家隆の歌をおもひ出せし事、名譽なりとてゆるされけり、昔の人はかくやさしき事のありけるや、たゝし時によるへき事也、一様には定かたしといふ人もありしなり、

(註) とゝかさる仕形 行届かないやり方

〔八二五〕柏崎

あらいとほしや此の烏帽子直垂の主は、詞萬何事につきても闇からず、弓は三物とやらんを射そろへ、歌連歌の道も達者なりし上、また酒盛などの折節は、いで人々に亂舞まうて見せんとて、謠鎧直垂とりいだし、衣紋うつくしく著ないて、縁塗取つて打ちかづき、手拍子人に囃させて、扇おつ取り鳴るは瀧の水、

(註) 三物 流鏑馬、笠掛、犬追物

〔八二六〕北條五代記
卷之六

昔北條氏康公近習に仕へし高山伊與守といふ老士かたりけるは、氏康は文武の達人弓矢を取て關八州に威をふるひ、東西南北に敵有てたゝかひ晝夜いくさ評定やんことなく、寸暇をえ給はすされ共すきの道にや其内にも和歌をこのましめ給ひたり、或時は和漢の才人を集め或時は歌の會あり、氏康百首の自詠を京都へ上せられ逍遙院殿合點を度々取給ひぬ、

(註) 「北條氏康和歌の事」の條

〔八二七〕吾妻鏡
第卅九

左親衛招請難波少將

○宗

羽林令對面給、蹴鞠事、可爲門弟之由、及御約諾云々、

(註) 寶治二年十一月十三日の條

〔八二八〕源平盛衰記
卷第六

其の上日本はこれ神國なり、神は非禮を受け給はず、然るに君の思召し立つ處道理尤も至極せり、此の一門代々朝敵を平らげて、四海の逆浪を鎮むる事は、無雙の勳功に似たれども、面々の恩賞に於ては、傍若無人と申すべし、聖德太子十七箇條の憲法には、人皆有心、心各有執、彼是則我非、我是則彼非、我必非聖、彼必非愚、共是凡夫耳、是非之理、誰能可定、相共賢愚、如環無端、是以彼人雖瞋還恐我失、とこそ承れ、

(註) 「小松殿父に教訓の事」の條

〔八二九〕吾妻鏡
第四十

將軍家有帝範御談議云々、相州令參給、教隆真人候之云々、

(註) 建長二年五月廿日の條

〔八三〇〕吾妻鏡 第五十一

今日、於御所有帝範御談議、右京權大夫茂範朝臣、三河前司原藤教隆等候之、又近衛中將公敦朝臣、越前々司北條時廣參候云々、

〔註〕 弘長三年六月廿六日の條

〔八三一〕吾妻鏡 第五十一

將軍家帝範御讀合訖、

〔註〕 弘長三年七月十八日の條

〔八三二〕吾妻鏡 第四十

相州時頼令淨眞書寫貞觀政要一部、今日被進將軍家嗣云々、水精軸、羅表紙、所納蒔繪箱鶴丸也、小野澤次郎時仲爲御使持參之、和泉前司原藤行方爲申次云々、

〔註〕 建長二年五月廿七日の條

〔八三三〕樵談治要

ちかくは鎌倉の右大將の北のかたあま二位政子と申し、は、北條の四郎平時政がむすめにて、二代將軍の母なり、大將のあやまりある事をも、この二位のけうくんし侍し也、大將ののちは、一かうにかまくらを管領せられて、いみじき成敗ども有しかば、承久のみだれの時も、二位殿のおほせとて、義時も諸大名ともに廻文をまはし、下知し侍りけり、貞觀政要といふ書十卷をば、菅家の爲長卿といひし人に、和字にかゝせて、天下のまつり事のたすけとし侍りしも、この二位尼のしわざなり、

〔註〕 「簾中より政務をおこなはるゝ事」の條

〔八三四〕實隆公記

抑室町殿此間有御別行之聞、其子細未知之處、召常寂院兵書之内有御傳受事云々、件兵書毗沙門堂室相傳書數卷在之、貞宗○伊勢守先年所望之間故公承僧正被遺件書之處、近年進上置大樹云々、其書之内事也云々、

(註) 長享三年二月十四日の條

〔八三五〕 後法興院記

一昨日從武家以飯河彦九郎被借用太平記本間不所持之由令返答處、今日又何ニテモ物語雙紙可借給之由有其命、狹衣ツレツレクサ等所持之由令申處、ツレツレクサ可借給云々、仍進上了、

(註) 明應八年三月十一日の條

〔八三六〕 貞德文集

厥已后不得寸暇、疎遠之至候、仍伽之者一兩人抱置度候、謠鼓方存者歟、又者

灣ヒカリクサシ醫師八卦占仕者歟、或太平記東鑑等假名交之草子讀者歟、或禪僧落坊歟、嘉トウ様之媚者仁而然不賤人御尋出候而御馳走賴申候、扶持方切米者其者所望之旨聞遂而可然様斗可申候、委曲此木工丸可有相談候、恐々頓首、

(註) 七月廿一日滿王野薩摩延治より神崎與茂右衛門宛手紙 ○灣醫師 籤醫者

〔八三七〕 合德院殿御實紀 附錄卷四

神祖東鑑を珍重し給ひ、既に活刷して遍く世に行はしめられし程の御事なれば、公にもその御志を承繼せられ、常に此書を御覽ありしにや、慶長十年正月足利學校寒松に命じ、活板の東鑑へ、朱墨もて點を加へしめられしは、その句讀の解しやすからむことをおぼしめしての御事なり、

(註) 寒松東鑑跋文

〔八三八〕 蔭涼軒日録

第四章 教育の内容

江見河原入道爲慰客寂讀太平記也、益翁○益之集依浴困而只懶睡耳、可知睡
 隱稱之、龜泉○龜泉集證自牧○子建壽實又睡千座隅耳、漸欲報午浴也、葉山三郎并上
 月六郎來而聞太平記也、赤松入道圓心有軍功之事、尤爲當家名望、聞之爲幸
 也、太平記人名字曰大佛、或曰人見、尤今世所聞爲稀也、

(註) 文正元年閏二月六日の條

〔八三九〕 糺糊

冠者殿様の、いつも四疊半敷へ、取籠めらしやれて、讀ませらるゝ物の本の内
 に、有るかと存ずる、殿ふん、某が好いて讀むのは、源氏平家の物語などを讀
 む程に、一つ二つ讀まうほどに、有らば有ると、やがて答へ、冠者畏まつてご
 ざる、

〔八四〇〕 平重時家訓

我こそよみたまはずとも、經錄など、文字をも能しり心得たらん人に、よみ
 だんぜさせ申て、ちやうもん申さるべし、心は生得すくなけれども、さやう
 の事を聽聞せざれば、ちゑなくして心せばき也、

(註) 第十五條

〔八四一〕 源平盛衰記 卷第二十

兼隆討たる、後日に追善あり、修行者を招請して唱導を勤めけるに、色々
 の捧物に思ひ思ひに志を載せたり、其の中に一紙の諷誦あり、法華經開八
 卷心成佛身、と許り書きたる諷誦あり、導師これを讀み煩ひたりけるに、聽
 衆の中に五歳の小兒あり、此諷誦をよまん、と云ひけるを、乳母いかにとし
 てか、と制しけれども、膝の上より頽り下り、高座の下に歩み寄りて、
 法の花つひにひらくる八牧ヤには心佛の身とぞなりぬる
 と、不思議なりける事なり、

(註) 「小兒諷誦を讀む事」の條 ○高座 導師のすわる一段高い處

〔八四二〕 文藏

との扱は、汝が食べたるは、讀物の類であらう、冠者さやうの物でもござりませう、とのそれ、讀物にとりては、庭訓か、式狀か、古今、萬葉、伊勢物語、論語、朗詠、方等十二部、お経ばし食べてあるか、冠者 いや、さやうの佛臭いものではござりませなんだ、

〔八四三〕 吾妻鏡 第四十四

於御所、光源氏物語事有御談議、河内守親行候之、

(註) 建長六年十二月十八日の條

〔八四四〕 塵塚物語 卷六

ちかき比東國の武士、あるやんことなき歌人のもとへまいりて、いなかめきたる物語なといひ出侍るに、あるじもあづまの名所はいにしへより歌にもおほくよみ侍ればいとなつかしといひてたがひにかたりあひて興しられけり、その折ふし彼ものゝふはゞかりおほき所望にも思ひ奉れと、伊勢物語と申は我國の草子にてやんことなきしなおほくしるして侍り、唯よみたるばかりにてはこゝろへがたく侍り、東國にてはかやうのことはり釋してきかすべき人も侍らず、あはれ御いとまの折く、御釋ありてきかさせたまはゞいとありがたくも思ひたてまつるべしなど、かきくどきて申侍る、

(註) 「或人望伊勢物語講釋」事の條

〔八四五〕 塵塚物語 卷六

さても業平と申人はきゝしにまさりてをとなしからぬふるまひにも侍

る、かやうの尾籠をつくされけるにその世の人々は何として此人をいましめたまはずや、但しいつれもおなじ尾籠の世なるにや、いと心へがたき事に思ひ奉る、しかれどもさいわいの人なるにや、天下の人々にもゆるされ、後々まで其悪性をいみじくするせり、是唯人にはあらざるべし、若今の世に生れ出侍らは、よも安穩にては置侍らじ、向來女子などにみせまじき物は此草子なり、人々さまにもかゝるあしきふるまひをは、よきほどにこのませたまへ、今はゆるしげなし、かさねては聞侍るによしなし、といひて立出侍りしが、つゝるにもふてこざりけるとぞ、まことにおかしき事に侍る、

(註) 「或人望伊勢物語講釋事」の條

〔八四六〕 異制庭訓往來

夫諸家筆法、漢朝達者、和國俊才、恰若芝蘭逞芳、錦綉耀彩也、依其意樂、可學其

法也、不可是非之、雖然少生稽古者、唐様者暫可被閣、行成定成兩様之間、可有御習候、

(註) 仲商(仲秋)三日の條、三位法眼宛の書式になる部分の一節

〔八四七〕 あきみち

みめかたちよにならひなきほと、のねうはうなり、ことに琴ひわ、または繪かき花をむすひ、ことさらものをよくかきて、歌をよむ事たくひなし、いづれもよろつたつしやの人なり、

〔八四八〕 吾妻鏡 第十六

有大輔房源性源進士左衛門尉整子者、無双算術者也、加之、見田頭里坪、於眼精之所覃、不違段歩云々、又伺高野大師跡、顯五筆之藝、而陸奥國伊達郡有境相論、爲其實檢去八月下向、夜前歸着、今日參御所、是被賞右筆并蹴鞠兩藝、日來所奉昵近、

仍無左右被召御前被尋仰奥州事等、

(註) 正治二年十二月三日の條

〔八四九〕多胡辰敬家訓

第三算用事ナリ、算用ト申セバ、天地ヒラケハジマリシヨリ、一年ヲ十二月ニ定、一月ヲ卅日ニ定、一日ヲ十二時ニ定ル事皆算用ナリ、國ヲヲサメ郡郷庄村里ヲハカラヒ、名田ヲ持作等スルモ皆算用ナリ、アキナヒ利錢ノ事ハ申ニヲヨバズ、奉公シヨクゲイモ、算用ニモル、事ナシ、算用ヲ知ヌモノ、人ノツイエヲモ知ズ、生死ノリンエト云事モ、算用ヲシラデハ、ナニゴトモナク物ヲホシガリ、命ノカギリヲモシラデ、生タガリヌルユヘニ、マヨヒノ心トナリテ、ウカブ事ナシ、算用ヲシレバ道理ヲ知ル、ダウリヲ知レバマヨヒナシ、

〔八五〇〕(註) 第三條冒頭の句

〔八五〇〕小兒必要養育章 卷六

むかし北條の氏康のいとけなき時、父の氏綱、老功の臣を召集て、氏康已に十歳におよぶ、何事の藝をかならはしめんと給へば、大道寺といふ老功の臣申されけるは、算用をまづ御ならはせあるべしと云ければ、近習の若侍ども、目ひき鼻ひき笑けるを、氏綱見給ひて、何を笑ふぞ、大道寺が云、所尤至極なり、兵書に、兵を出すには、日に千金を費すと説き、又は兵食の多寡を算すと見えれば、人に將たらん者は、算用をしらずしては、軍旅の事調がたかるべし、大道寺、此事をよく勘辨して申たるなり、くもわきのき吻黄なる者のしる事にあらずとて、氏康の藝の習ひはじめに、算用をならはせられたると、古老の物がたりに傳へ侍る、

(註) 「男女の小兒に教誨の説」の條

〔八五一〕明月記

第四章 教育の内容

少將爲家近日日夜蹴鞠云々、○中略不見一卷之書、七八歲之時、僅所讀蒙求百詠猶以廢忘、○中略予元來胤子少、僅二人之男、已不書假名之字、

(註) 建保元年五月十六日の條

〔八五二〕老人雜話 卷上

老人少年の時、洛中に四書の素讀教る人無之、公家のうち山科殿知れりとして、三部を習ひ、孟子に至りて、本を人に借し置たりとて終に教へず、實は知さる也、

(註) 山科殿 權大納言山科言繼 ○三部 四書の中孟子を除いた三部

〔八五三〕載恩記 上

あるとき道春ふしみより歸りて曰、先日大御所冷泉爲滿朝臣にむかひてのたまはく、人丸の傳たしかにしらるゝ事にやと仰せければ、人丸の御事

は神祕にてくはしくは存せざる事と申されしに、我申さく、萬葉集を見るに、四人の人丸あり、其なかに歌の上手は柿本の人丸也、なにの不審有へしと申せば、爲滿朝臣閉口ありきと語られし、

〔八五四〕玉葉 卷五十三

仰、内大臣正二位兼行左近衛大將藤原良通ハ、僕之家督也、余十九女房 十六年始自出胎内以來、其性稟柔和、志在至孝、一事一言不逆父母之命、逐年逐日無忘晨昏之禮、何況奉公之節、當時俸少、生年十七而始勤白馬節會、内辨無違失揚名譽、爾今以降非有見病、一度不遁其催、年中臨時之公事無不經歷、昔京極太閤少而有奉公之聞、然而難及此相府之忠勤歟、爲攝籙之家嫡之者、未必有如此之例、夫謂之社稷之臣、又自幼年志學、和漢之典籍無不涉獵、見任卿相之中、其才無及半之人歟、文章是得天骨、詩句多在人口、加之從宗家卿傳歌曲道之

與旨、不殘纖芥、又就樂人宗賢、屢々習龍笛骨法稟體、漸欲達宮商之道、近日又學和語、所詠之歌、纔雖不過兩三、風情入幽玄、政理者是天性之所得也、深思政道之古風、絕歎舊禮之廢絕、和漢之間所抄寫之書、卷軸有數、殆及數合、年齡僅廿二、雖云儒士、勤學難及者歟、國家之棟梁、末代之重臣也、

(註) 文治四年二月廿日の條

〔八五五〕吾妻鏡第六

右府○藤原兼實者法性寺殿○藤原忠通三男也、和漢才智頗令越人給云々、

(註) 文治二年二月廿六日の條 ○賴朝飛脚を京都に遣して兼實を攝政に推舉した文に續く

〔八五六〕玉葉卷四十二

今日、大外記賴業來、大將第、授尙書十三卷了、大將賜衣一領、纏之降庭再拜云々、

(註) 元暦二年二月十日の條

〔八五七〕玉葉卷四十六

賴業來授左傳於大將、入夜靜賢法印來、

(註) 文治二年閏七月四日の條

〔八五八〕玉葉卷五十四

已刻、大外記賴業來、同依召也、以兼忠仰除目事、賴業授論語於二位中將、

(註) 文治四年十月五日の條

〔八五九〕勘仲記

次於芸閣、有史記讀書、殿上資宗朝臣在輔朝臣在兼朝臣予親顯地下、淳範朝臣在範尙範公業等奧端相分着座、予參進圓座、讀申孔子弟子傳半分退出、其

後公業讀申與卷、

(註) 弘安十年二月一日の條

〔八六〇〕花園院天皇宸記

今日在兼卿始授書於親王、又家高始奉授千字文也、其後於學問所連句、

(註) 文保三年正月十九日の條

〔八六一〕おもひのまゝの日記

また御文談、史書、全經、その道の人々まいりてをこたらず、記録所には、日ごとのちやくと^著う、一日もかきたるものをば、やがてしゆを^除のぞかる、明經明法の輩、きろく所にてつねに本書をかうず、簾中にてきかせ給、

〔八六二〕太平記第十八卷

サレ共互ニ猶人目ヲ關守ニナシテ、月比過サセ給ヒケルニ、式部少輔英房ト云儒者、文讀ニ參リテ、貞觀政要ヲ談シケル^略○下

(註) 「一宮御息所事」の條

〔八六三〕實隆公記

抑一勤厚首座、來臨、論語本可加點、愚本可然之由、或人語之、可借請^{云々}、無據于辭間、則借遣之、勸一盞、暫雜談、易傳受事、凡女人春杵之米、猶不食之、百日之間、禁足、忘寢食、傳之、以外難治之事也^{云々}、又周禮ハ冬官欠、非全經之間、不及學授之、廣談者也、號六經之時、加周禮^{云々}、

(註) 明應四年正月廿九日の條

〔八六四〕實隆公記

向姉小路亭、孟子講尺、第一一勤、梁惠王上半部講之、歸路向宗祇法師庵、參入

江殿、太平記第五讀申之、退出之次向堀川局許、有一盞踏月歸宅、

(註) 延德二年八月十四日の條

〔八六五〕 實隆公記

一條前亞相入來、行二法師來話、自親王御方孟子御本、予去年所書進上也、清三位點也、三册銘事被仰之、染筆進上之、□手本、〔後京極、法性寺殿權跡、教長〔假名〕朝方消息、定信筆等、可披見之、□被仰之被下、驚目了、

(註) 明應五年六月十五日の條

〔八六六〕 實隆公記

今日猶候番、晝間若宮御方大學御復讀、大略終日候此御方、笑談有興者也、

(註) 文明九年二月二十九日の條

〔八六七〕 實隆公記

後撰、拾遺等銘染筆了、大學、中庸復讀之、宵柏入來、萬里小路入來、

(註) 文明十九年正月十九日の條

〔八六八〕 實隆公記

今日不出頭、及晚向前亞相方、自伏見殿松茸一盞被下之、古文孝經小生今朝終功、去七月廿日始而讀之、昨日已讀終、雖然今日吉曜間一行殘之令教授了、去月十三日序終其功、如法早速神妙也、三十頌令讀習之、

(註) 明應二年九月一日の條

〔八六九〕 實隆公記

源亞相筭一束被惠之、及晚梳髮、小浴、定行來、師富朝臣來話、楚人弓義理問答、孝經以下五經事等徐及言談、有其興、

(註) 文明十八年五月廿二日の條

〔八七〇〕 實隆公記

向_レ左相府亭、東坡詩第廿五卷講尺也、周興藏主講之、言語美麗、才覺博覽、諸人驚其聽者也、

(註) 延徳二年八月二日の條

〔八七一〕 實隆公記

於源亞相許朝、令相伴、今日言國朝臣番代事難去申送之間、令參候了、三體詩講尺有之、

(註) 文明十一年三月九日の條

〔八七二〕 實隆公記

今日三體詩講尺也、彼席事散之後、有御和漢、被召加蘭坡者也、

(註) 文明十一年三月十六日の條

〔八七三〕 春能深山路

二條大納言入道、すけすゑの卿のもとにむかひて、日本紀、源氏の物がたり
なんぎども、○中 日ぐらしたづねきゝて、○下

(註) 弘安三年七月廿九日の條

〔八七四〕 嵯峨のかよひ路

十六日、秋の雨時、雨めきて、風の音も野分だちながら、いとほげしからず、いと面白き日なり、物思ふ宿の萩の下葉はけしきばみて、今よりのいねがて思ふも悲し、かしこの寂しさ思ひやられて、例の二人つれてわたる、伊勢物語のおぼつかなき所々をしるし出だして、とり出だす、あるじ殊にめてて、

傳へ置きたることども更に秘せずいはる昔より心得ぬこととて、さい宮連歌をばいはれす□れは□と、もとより心得たれば苦しからず、皆問ひ果てて、明日よりは源氏を始むべき由を語らふ、もたせたる酒とりいでて、盃數多くだり流れて連歌して夜ふくれば歸りぬ、十四日、例の中院にて、早蕨談義あり、いつもの事なれば、盃度々流れて、かへるに、例の白拍子酒持ちてきまうけて、待ちけり、思の外なる事なり、志いとほしければ、たへがたながら遊びあかしつ、廿日、宿木の残り、東屋はてぬ、書寫法眼未だ野寄にも歸られずして、京に居られたれば、文を奉る、廿一日、浮舟のはじめ、やがてとりおきて、あるじがたより酒いだす、例の事どもはてゝ歸りぬ、

(註) 文永六年九月十六日及び同十一月十四、二十、二十一日の條

〔八七五〕おもひのまゝの日記

いまはむかしよりまれなりつる事どものこりなくかずをつくして行はせ給ひぬれば、家々のさいオかく日記どもも、末の代のかゞみともなり侍べきにや、すべてよろづの色香をもはへくしくとりなし給ふ、つねは源氏さ衣、伊勢物語やらの代々のふるき事までも、御だんぎなどあれば、女房のさえもあらはれ、いとほしくしき雲のうへなり、

〔八七六〕實隆公記

今日日本紀神代上下卷和歌講尺也、聽聞之、兼俱卿雜談等又有興、

(註) 延徳二年六月十四日の條

〔八七七〕實隆公記

今日源氏物語論談事兼日連々支度之處、宗祇法師頻相催之間、各問題四ヶ

條書之來會、午後始其儀、

(註) 明應元年十一月十五日の條

〔八七八〕 實隆公記

早旦於宗祇草庵有源氏第二卷講尺、

(註) 文明九年七月十一日の條

〔八七九〕 實隆公記

今日伊勢物語講尺也、午後參入、今日親王御方御聽聞、海住山大納言參候、其外聽徒如例、有一獻、及晚退出、

(註) 長享元年閏十一月十二日の條

〔八八〇〕 實隆公記

伊勢^{竹園}物語今日終寫功了、

(註) 文明九年九月廿四日の條

〔八八一〕 實隆公記

於陽明古今集講談事等演說之、及晚師富朝臣來、

(註) 明應六年十一月廿六日の條

〔八八二〕 實隆公記

今夜自中院番代相博、^{廣光}仍入夜著束帶參內、於竹園秋夜永物語讀申之、今夜候宸殿、

(註) 文明七年十一月十日の條

〔八八三〕 實隆公記

第四章 教育の内容

今日令參内給、入夜於御前宇治大納言物語 第一讀申之、

(註) 文明七年十一月十一日の條

〔八八四〕實隆公記

今日大嘗會部類御記蟲拂、於寢殿晚頭宇治拾遺物語 第四讀申、入夜又讀之、

(註) 文明七年十一月十二日の條

〔八八五〕看聞日記

太平記源宰相讀、

(註) 永享八年五月七日の條

〔八八六〕看聞日記

太平記第一予讀、女中聽聞、

(註) 永享八年五月六日の條 ○予 後崇光院

〔八八七〕實隆公記

室町殿御双紙保元物語今日立筆、大昌院入來、清談等有其興々々々、

(註) 文明十三年四月廿日の條

〔八八八〕實隆公記

自曉天蟲所勞計會者也、阿伽陀藥自御所被下之、聊得減、入夜於御學問所庇有御燒火、於竹園平家物語讀之了、今日自武家御双紙可令書寫進之由、廣橋亞相被示之、所謂伊勢大輔、出羽辨、康資、王母、四條宮主殿等集也、畏入之由申了、

(註) 文明七年十一月廿日の條

〔八八九〕實隆公記

今日猶祇候、無殊事、於長橋局平家物語一二卷讀之、今夜候鬼間、

(註) 文明八年三月十三日の條

〔八九〇〕實隆公記

於南隣太平□第十八讀之、終日無事、

(註) 文明七年四月廿九日の條

〔八九一〕實隆公記

早朝行水遙拜等如例、未刻向二尊院、卜□檢校語平家聽聞之處、傳奏有使者、
念可參殿上云々、

(註) 文明七年五月一日の條

〔八九二〕實隆公記

今夜於二尊院有平家、城宗檢校語之、驚耳者也、

(註) 文明七年八月廿八日の條

〔八九三〕後法興院記

兒座頭來、十歳云々、語平家、

(註) 明應二年九月廿二日の條

〔八九四〕増鏡 第一

御心ばへ、新院よりも少しかどめいて、あざやかにぞおはしましける、御才も、やまともろこしかねて、いとやむごとなくものし給ふ、朝夕の御いとなみは、和歌の道にてぞ侍りける、末の世に、八雲などいふもの作らせたまへるも、この御門の御事なり、

(註) 「おどろのした」の條、順德天皇の御事 ○八雲 八雲御抄七卷

〔八九五〕增鏡第十三

時に臨みて、俄にかたき題をたまはせて、内々詩をつくらせ、歌をよませて、かしこくおろかなると御覽じわくに、いとからい事おほく、地ゆるびなき世なり、

〔註〕「秋のみ山」の條、後醍醐天皇の御事

〔八九六〕玉葉卷四十二

申刻、内大臣息侍從公繼來、着永干裝束、浮線綾白水、干纏龍、紺葛袴、紫衣。生年十一歲、容顏美麗、進退叶度、先彈尋陽之曲、次有連句之興、云彼云是、得其骨足歎美、及晚歸了、余志與手本二卷、和字漢字各一卷、行成中宮宣旨等筆也。裏紅薄樣、件人能書之由傳聞、仍尋取見之、實垂露之點、有其勢、仍感荷之餘、與扇一本、故殿御筆也。

〔註〕元暦二年五月三日の條

〔八九七〕

〔八九七〕國太曆第二

今日仙洞和歌御會并御遊也、一昨日詩歌同日可被行之由兼有沙汰、

〔註〕康永三年閏二月十二日の條

〔八九八〕實隆公記

今日和漢御會也、關白、前右大臣、右大臣、内大臣、中院一位、權帥、海住山大納言、勸修寺中納言、執筆、中御門中納言、予、姉小路宰相等也、一獻予陪膳、關白申沙汰也、自今日可爲月次御會云々、

〔註〕文明十三年七月二日の條

〔八九九〕續史愚抄卅二

於北山殿有三船三席御會樂船、模唐主上乘御、有御所作、所作笙、二品入道榮仁親王、琵琶、同義仁親王、箏、入道前太政大臣義滿、及公卿右大臣公行、已下四人、

殿上人内藏頭教興朝臣已下四人參仕、和歌船、龍頭、題、池邊鶴、有御製、入道前太政大臣、義滿、右大臣、公行、等獻和歌、歌仙入道前太政大臣、實冬、及公卿内大臣、滿基、已下八人、入道中納言雅繼、冷泉宰相入道本行等爲入數、殿上人左大辨豐光朝臣已下三人參仕、詩船、鶴首、題、池臺花照宴、式部大輔秀長出之、文人公卿關白、經嗣、已下六人、坊城一位入道俊任爲入數、殿上人少納言長方朝臣已下五人參仕、奉行和歌藏人頭左中將宗量朝臣、詩藏人權右中辨家俊、樂奉行○教言卿記、未詳、行幸記

(註) 應永十五年三月二十日の條

〔九〇〇〕おもひのまゝの日記

池の水には、三の舟をかぶ、詩歌管絃なるべし、まづ歌の舟にめされて御あそびあり、あるじの殿、左右の大將など御ふねにまいる、詩の舟には、太政大臣のる、管絃は右大臣以下のる、

〔九〇一〕玉葉卷四十二

大外記頼業來、授左傳於大將如例、未刻、内府息侍從公繼來、彈琵琶、大將中將、并藤中納言定能卿等在座、資博孫同彈琵琶、大將歌催馬樂、定能付之、終頭彈揚眞憚、惣而非幼稚之所爲、感淚難抑、先是有連句事、資隆入道在座、其後與扇一本、令書詩爲手跡也、是又得其骨、生年僅十一歲、藝能非一、余情感之餘、與琵琶一面、其勢小而令相應之故也、入夜聊有他行事、

(註) 元曆二年八月廿日の條

〔九〇二〕玉葉卷四十四

中御門大納言被來、大將習催馬樂、

(註) 文治二年三月廿七日の條

〔九〇三〕玉葉卷四十六

大將習催馬樂、入夜兼雅卿來密々勤箏、大將和笛、余竊調琵琶、老狂也、外聞有耻云々、

(註) 文治二年七月十九日の條

〔九〇四〕玉葉卷四十八

内府方密々有蹴鞠事、今日、二位大納言少將兼良來、余呼入簾中、謁之、有猶子儀之故也、

(註) 文治三年三月廿六日の條

〔九〇五〕玉葉卷六十

今日舞之間、忠季朝臣向樂屋吹笛、依余命也、公繼卿於堂上彈琵琶、尤有興也、又有安依別仰、打大鼓、尤優也、

(註) 建久二年四月十三日の條

〔九〇六〕順德院御記

今日内侍所御神樂也、○中資雅、見奏上忘萬事、抛拍子、立テとろく、於十歲勤此役、始終歌之、見物人々雜人等感事過法、落涙之人多之、

(註) 建曆元年十二年十六日の條

〔九〇七〕後深草天皇御記

朕自本性雖愚、學此道已十八年、微功漸積、今日已傳此曲、歡悅太深者也、博子又々爲朕師匠、非面目哉、就中爲女身如此事、未聞先傍例、道之冥加至、深可尊事也、

(註) 文永四年十二月十二日の條 ○此道 琵琶

〔九〇八〕郢曲相承次第

文永八年八月廿六日、後深草院御說云、召侍從信有、于時十令歌、催馬樂、累家業

可謂堪能云々、

(註) 「權中納言信有」の條

〔九〇九〕續史愚抄 廿八

於花第重有蹴鞠、今度主上無立御、鞠足公卿前關白道嗣、已下殿上人賀茂黨等參仕、見證公卿准后良基、着座、向夜有三席御會、浮詩歌樂三船於池水者、詩題缺、勘解小路一位兼文人公卿准后良、已下十二人、殿上人藏人頭右大辨經重朝臣已下四人、和歌歌仙公卿准后良、已下十二人、殿上人藏人左中辨資衡、管絃所作、公卿前右大臣實俊、已下八人、殿上人右中將教冬朝臣已下四人等參仕、主上乘御和歌船、序者和歌、關白師嗣於舟中有合奏、御所作笛、詩歌於舟中被取重、道

嗣公別記、經嗣公記、雅氏朝臣記、藤成記

(註) 永德元年三月十五日の條 ○花第 足利義滿の邸宅

〔九一〇〕後法興院記

樂人卿秋來、余習笙、鳥急有蹴鞠興、

(註) 文正元年三月九日の條

〔九一一〕園太曆 第二

催馬樂琵琶、箏相分付之、近來有人數之時常有此事、此殿、琵琶上皇、箏關白美作、琵琶公重、箏藤中庭生、琵琶上皇、箏關白大路、琵琶同、箏藤中如此也、

(註) 康永三年閏二月十二日の條

〔九一二〕實隆公記

明後日可有內侍所御神樂、臨時御願也、去年御神樂于云々、實仲卿和琴所作爲習禮、招樂林軒於此亭被習禮、以事次聽聞、有興、南昌庵來、

(註) 長享二年三月九日の條

〔九一三〕 實隆公記

四辻宰相中將來臨、被彈箏、予五常樂急習之、滋野井□□進、一盡無事、

〔註〕 文明七年五月六日の條

〔九一四〕 實隆公記

今日公□御笙御稽古始、緣秋朝臣祇候、宮御方御箏御稽古始、新大納言□同御讀書始、

〔註〕 文明十一年正月卅日の條

〔九一五〕 はちかづき

扱御盃參りければ、しうとめ御前聞召やがて姫君にさし給ふ、其後こんこんまはりければ、三人のあによめ御前たち、だんかう有やうは、みめは下らうによらぬ也、くはげんを始わごんをしらべさすべし、わごんはことに其

みなもとをしらせたればさうなくひかれぬ物也、さいしやうどのは其みなもとをもあきらめ給へば、のちにはをしへ給ふ共、今夜のうちにはをしへ給ふ事成まじき、いざや始んとて、兄よめ御ぜんはびわのやく次郎よめごはしようをふき給ふ、とのうへはつゞみうちひめ君はわごん御しらへ候へとせめられける、

〔九一六〕 古今著聞集 卷第七

尺牘の書疏は千里の面目なりといへり、凡六文八體のすがたをあらはす輩、驚鸞反鵲のいきほひをならふ人、わづかに一字の跡をのこして、はるか
に万代のほまれをいたす、もろくの藝能の中に手跡まことにすぐれた
り、

〔註〕 「能書第八」の條 ○書疏 書き描くの意 ○六文八體 書體の種類

〔九一七〕玉葉
卷四十九

可有御手習、可進本之由也、書請文、假名也、然而與書月日判署等、招寄兼忠於簾前自賜之、

〔註〕 文治三年五月十一日の條

〔九一八〕 後深草天皇御記

次於朝餉手習始、是仁安建治例也、手本關白所進、行成卿筆也、一二行書之、

〔註〕 永仁二年六月廿五日の條

〔九一九〕續史愚抄
廿八

今夜、延及手自室町第行幸還御、公卿右大將義滿、已下十二人、司々等左衛門府權佐資衡供奉、
奉、右大將義、進龍蹄及手本、道風

〔註〕 永徳元年三月十六日の條

〔九二〇〕 はちかつぎ

御ぜんたち御らんじてうたをよみ、手かくことも後にはさいしやう殿御
をしへ有べし、只今のうちにはをしゆる事も成まじ、さらばうたをよませ
わらはんとだんかうなされ、是御らんぜよ姫君、さくらが枝に藤の花、はる
と夏とはとなり也あきはことさらきくの花、これにつき姫君一首あそば
し候へと仰ければ、姫君聞召あらむつかしのことを仰候物かな、われく
が能のりには、此程ゆどのにさふらひて、朝夕手なれし水ぐるまくみ上しより
ほかのことはなし、うたといふことはいかやう成ものやらん、少も存ぜず
候、まづく御ぜんたちあそばされ候へ、そのうちはともかくも申てみん
と有ければ、御ぜんたち仰けるは、姫君はけふの御きやくもじにてましま
せば、先々一首あそばし候へと責られける、

〔註〕 御きやくもじ お客

〔九二一〕 實隆公記

醍醐蜜乘院中將法印宗詢來、携湯筒、則勸一盞、尺素往來予借與之處、新寫持來校合了、

(註) 明應四年三月十五日の條

〔九二二〕 實隆公記

無量院僧正入來、明衡往來可加點之由所望、兼又釋家官斑抄一見大切之由、昨日令命處持來、本法寺々々、三條亞相被送狀、後愚昧記目六二册被送之、

(註) 明應四年八月廿日の條

〔九二三〕 玉葉卷四十二

入夜法印被來此亭、小童讀始俱舍論、依爲吉日也、今月中、今日之後無日次來、月有忌、仍俄有心儀也、

(註) 元曆二年八月廿七日の條

〔九二四〕 實隆公記

小浴、晝間依召參内、善光寺緣起繪可被寫之、詞繪等宣令用捨之由也、終日候御學問所、及黄昏退出了、

(註) 文明八年三月廿九日の條

〔九二五〕 實隆公記

宗祇法師來、寫經之外無事、

(註) 延德二年二月廿七日の條

〔九二六〕 實隆公記

青女阿彌陀經習始之、

(註) 明應三年二月十三日の條

〔九二七〕おもひのまゝの日記

十八日には、のりゆみの事有、ゆばにいでさせたまふ、二府のそらなどいとおもしろし、公卿弓矢もち、ともなどつけてあるさま、ちか比めなれぬことなり、

〔九二八〕おもひのまゝの日記

又弓場はじめあり、れいの事なれど、これも公卿殿上人、弓にたへたる人おほくて、賭射のりゆみつかうまつるいとおもしろし、

(註) 弓場はじめ 十月五日に行はるゝ儀式

〔九二九〕後法興院記

余舍弟小童自石藏今夕下着殿御方也、參殿御方次向釣殿於此坊有楊弓興

(註) 應仁元年八月一日の條

〔九三〇〕後法興院記

藤壽、龜壽來、有鞠楊弓等興、

(註) 應仁元年九月十九日の條

〔九三一〕太平記 第十二卷

中ニモ千種頭中將忠顯朝臣ハ、故六條内府有房公ノ孫ニテソヲハセシカハ、文學ノ道ヲコソ家ノ業ト嗜マルヘカリシカ、弱冠ノ比ヨリ吾道ニモアラヌ笠懸、犬追物ヲ好ミ、○下略

(註) 「千種頭中將事」の條

〔九三二〕元亨釋書 卷第五

八宗之外涉佛心宗於九教相粗得幽致晚見信師源往生要集乃棄所業倡淨土專念之宗承安四年出黑谷居洛東吉水盛說專修及圓頓菩薩大戒

〔註〕「釋源空」の條

〔九三三〕本朝高僧傳 卷第十六

年至志學投戒壇院入圓照室剃髮稟業照察其俊秀鄭重誘獎暨歲弱冠得三聚戒遊證玄淨因之講席擇問律鈔受密灌於聖守稟華嚴於宗性既而三論法相之玄致細釋研貫韞置丹府又遊京城參佛心宗旁通孔老百氏之道歸侍照公正元初至文永季凡十有年間照每講經疏使然覆講碩學通方驩其瀉瓶雖括諸宗華嚴命家弘安初開講大佛殿七寺龍象執卷唇舌然振大辯才舌翻法界道俗喜逢甘露之會照公之後住戒壇院講經說戒四序無輟正應四年講敷大經於和之金剛山寺四衆霧集

〔註〕「釋凝然」の條

〔九三四〕空華老師日用工夫略集 卷三

赴等寺寶篋諱府君管領入寺點心罷府君特命余講中庸書余堅辭君懇切弗已諸老管領歡余云府君本意欲與和尚談道今辭甚不可也遂講五六紙

〔註〕康曆二年八月七日の條

〔九三五〕碧山日錄 卷一

過春公之宅前外史清忠公來相會也予素學論語孟子尙書毛詩及左氏傳於此人也以故能相識也公去其鬚髮以着直裰予問着隱服之甚蚤也公曰吾高祖父淨宗五十致仕落髮今予享年又半百也故上表乞骸忝蒙詔許遂吾素志云

〔註〕長祿三年二月十三日の條

〔九三六〕本朝高僧傳卷第五十六

年十一投本邑辯譽法印得度稟戒學顯密教抵宇都宮謁皇舜僧正天文年中上睿山從實全阿闍梨學台教深入闡奧受俱舍於三井尊實權僧正學法相三論于南都足利學校聽孔老書回鄉邑參大寧禪德受教外旨又從長樂寺春豪天寧寺善恕參禪之暇稟灌頂法

〔註〕「釋天海」の條

〔九三七〕蔭涼軒日錄

赴栖芳軒莊子講講後延橫川桃源有小宴景徐依有所用不被來

〔註〕文明十八年六月十一日の條

〔九三八〕碧山日錄卷一

等持院主竺雲和尚講授漢史欲予侍其席使龍子控叔侍者於雲頂問其日也

報十日有此講也

〔註〕長祿三年五月三日の條

〔九三九〕本朝高僧傳卷第二十七

既至遊方依規菴圓公於南禪參桃溪悟公於圓覺踰年歸洛謁名緇碩儒差別與義竭其條貫又參無隱一山約翁是皆命世宗師不輕許人咸以傑出憚之年二十餘三藏聖教諸家語錄及九流百家本朝神書單籠漁獵靡不記誦

〔註〕「釋師鍊」の條

〔九四〇〕本朝高僧傳卷第十七

二十五入大澤輪藏翻一代教遍學諸方傳密祐存習顯真源問禪月菴天明二師住野之鹽田寺采聽俱舍唯識永和四年住下野往生寺始演淨教又受千葉貞胤之招移相馬曾根鄉說專念法嘉慶二年續實師席淨侶輻湊○中岡宗學

外神籍和歌測微屬思著述特多。

(註)「釋聖問」の條

〔九四一〕空華老師日用工夫略集

爲二三子講三體詩法、因告曰、凡吾徒學詩、則不爲俗子及弟等、蓋七佛以來、皆以一偈見意、一偈之格、假俗子詩而作耳、諸子勉之、又詩有補吾宗不翅吟詠矣、

(註) 應安二年九月二日の條

〔九四二〕空華老師日用工夫略集

曇瑛懇求說老杜詩、余卻之、且云、自今以去、誓不復目外道典藉、公其勿乞、瑛又乞講東山外集、余云、外字又是非外邊事乎、瑛笑而退、

(註) 應安三年四月廿日の條

〔九四三〕海人藻芥

諸門跡ノ藝ハ、詩歌茶香ノ會、春ハ雀小弓也、然シテ近代青蓮院尊道親王、理性院僧正宗助、圍碁會張行有之云々、不可有事也、東寺ノ門徒殊可斟酌者也、

〔九四四〕御宇多法皇御遺告

右童稚之初入師主室以降、已生在佛家、豈有世俗意乎、離父母宅容易莫通俗情、高祖所告收養赤子離世俗操意、此意矣、先教俗教、次暗誦悉曇字母內典要文、外教則千字文百詠蒙求和漢朗詠世俗常所、宛幼學也、其後一史一經文選、必可學習之、爲知文章連句賦詩、尤爲要樞、身器小成、出家得度、以十三歲爲其期、雖遲莫過十五六歲而已、入室以後、隨習得、每日食堂五悔、任高祖遺言、莫懈、諸院諸房有法器、必列之、衣服節素、不可好華麗、以鹿絹檀華爲常服、亦每夕諸德弟子堪器者可令誦九方便、依大師遺旨、年來所令習誦也、

(註)「遺告諸弟子等」中の「童子成立及可令習誦五悔等」緣起第十一の條

〔九四五〕御宇多法皇後遺告

童稚之間先讀悉曇字紀宜知漢字反切梵書轉聲又習般若心經祕鍵辨密教旨歸先是俗典經史文章體法粗以可學知之凡成立之道依師主薦舉門主處分賜當宗度者官符宜定三業所學可配

(註)「遺告諸弟子等」中の「定門資受法灌頂教學等次第緣起第九」の條

〔九四六〕右記

或聽鷄人之唱或驚鳧鐘之鳴黎明早起先可盥嗽然後奉爲當所鎮守及氏生神明等所作每日不闕爲之所謂般若心經壽命經普門品等也又五字文殊眞言虛空藏聞持咒等數遍任心日々不懈孜孜令讀次奉爲大師法樂孔雀明王眞言并寶號遍照金剛可奉唱誦之若依大唐青龍寺之祖例者暮可讀禮懺也但吾朝先德舊規無此事者歟奉仕師匠毫釐莫違其命親近禪侶消塵莫失其志左聚螢雪於窓中不倦編柳之勤右設紙墨於案頭可專入木之業粵半慕翰

林五七言之風半習蕪河卅一字之俗尤相應之態也矣

(註)「童形等消息事」の條

〔九四七〕右記

圍碁雙六等諸遊藝鞠小弓等事強不可好之但一向不知其消息者還又非常儀只片端携得而痛不可張行也就中於雙六者曾以不可操之大師御制誠其一也

(註)「童形等消息事」の條

〔九四八〕右記

故兒童令翫彼音曲可應其身上也但於禁中仙洞之陪臣者尊卑學之上下習之更不苦也於當所童類者自公達以下俗姓事此曲清華家子孫等痛難備眉目之能藝也此事白拍子一段而不云餘音曲於音曲不苦事可苦事有之宜分

別者歟、縱令被其器、令長其言、則雖催天地之感、成禽獸之和、廢筆硯、拋文籍、營之勞之事、甚以不可然者也矣。

(註) 「童形等消息事」の條

〔九四九〕後宇多法皇御遺告

蹴鞠射弓之遊勝負歌舞之戲近代粗有其跡、於當門室幼第者固可禁此事、況哉入釋門之後雖有法家不罪之文、琴碁猶不可聽之、○中至于詩歌管絃之藝者若輩於寺外可聽之、文章爲教文之助、管絃爲聲明之媒、故也、於僧徒非携樂器之類、是童稚之謂也。

(註) 「遺告諸弟子等」中の「可禁過」條事緣起第十二の條

〔九五〇〕戴恩記下

つくくくと世の有様を見るに、連歌師はやすき道とみえて、職人町人も貴

人の御座につらなれり、

〔九五二〕盜人連歌

これは、この邊に住居する者でござる、某頃日若い衆と、初心講を結んでござるが、近き中に、身共の當番でござる、手前貧しい某が事なれば、何を一色さぬ、又身共一人でもござらぬ、こゝに誰と申して、懇致調へも致す人に、合當がござる、今日はそれへ参り、相談致して見ようと存ずる、まことに手前何ともならぬ身代で、いらぬこととござれども好きの道なれば是非もござらぬ、やあ、参るほどにこれでござる、ものもう、案内も、

(註) 初心講 連歌の稽古をする寄合

〔九五二〕伊呂波

親、これはこのあたりの者、悴が成人した程に、手習をさせうと思ふ、居るか、

子なんでもござるぞ、親そちも成人したところで、手習をしたらばよからう、子心得てござる、教へて下され、親いろはにほへとちりぬるをわかと云へ、子そのやうに、立板に水流すやうに教へられてはおぼえませぬ、そろくと教へて下され、

〔九五三〕太平記 第二十四卷

此悦ニ一族共寄合テ猿樂ヲシテ遊フヘシトテ、アタリ近キ堂之庭ニ、棧敷ヲ打、舞臺ヲ構テ、サマ〜之風流ヲ盡サムトス、聞之近隣傍庄之貴賤男女群ヲナス事雲霞之如シ、

〔註〕「正成爲天狗乞劍事」の條 ○一族とは大森彦七盛長の一族

〔九五四〕圓太曆 第一

抑今日於北山第有田樂之興、凡在々所々、此間此藝繁昌、可謂天魔之所爲歟、

今小路殿若宮令渡給

〔註〕應長元年三月二日の條

〔九五五〕文相撰

冠者なう〜、何と其方に藝は無いか、取手されば、斯様のものも藝になりましょか、冠者何てをりやる、取手弓、鞠、庖丁、碁、雙六、馬の伏せ起し、やつと參つたを覺えました、冠者さても〜萬能の人ぢや、その通り申したらば、お氣に入るであらう、

解説

武士の教育内容としては、第一に弓馬の武藝を擧げねばならない。武士の子弟が弓馬の道にい

そしんだことは當然であつて、既に幼年よりこの道に相當の習練が積まれてゐたことは、吾妻鏡にある上野朝村の挿話に依つても窺はれる〔八〇三〕。犬追物、笠懸を射習ふことが、武家子弟の主要な生活を形成してゐたのである〔八〇四〕。かうした武藝は其後武家社會の年中行事の中に編み込まれて、戦國武人の重要な教化内容をなしてゐることは言ふまでもない〔八〇五〕。

たゞ問題は中世武人が斯くの如き武藝以外に、如何なる程度の文化的教養を有してゐたかといふことであつて、我々は殆んど無學と考へられてゐた中世武人の間にも、相當な文化的教養があつたことを見逃すことが出來ない。

既に鎌倉幕府に於いて文化的な教育政策が採用せられたことは既に述べたが、所謂坂東武人も時代の進むにつれて、或る程度の詩歌管絃の教養は、之を保持してゐたと考へられる。平家追討の際には始めて接した公卿文化に驚嘆し、「我等いかなれば邪見の夷と生まれ、いつまで命を生きんとて、身には甲冑をはなたず、手には弓矢を携へて、斯様の人に向ひ奉り、鬭諍の劔を研く事の悲しさよ」と歎いた坂東の夷は〔八〇六・八〇八〕、鎌倉に幕府を創設するや、直ちに公卿文化の輸入に努力してゐるのである。「吾妻鏡」の記事を辿ると、元暦元年には京都より兒童を招いて郢曲を行ひ、その際梶原が歌を唱し畠山が今様を歌つてゐる〔八〇九〕。建久四年には御家人の子息を選んで樂を調べしめたといふ記事があり〔八一〇〕。實朝以降は和歌の會が屢々行はれてゐる

〔八一二・八一五〕。かくて和歌が彼等の教養の重要な部分を占むるに至り〔八一六〕、寛喜元年には泰時が京都より和琴の祕曲を鎌倉に傳へしめんと努力し〔八一七・八一八〕、文應元年には京都より歌仙入道右大辨光俊朝臣が招かれて鎌倉に來り、それより和歌興行甚だ盛んとなつた〔八二〇〕、「曾我物語」にも梶原景季が鹿を射外したが、歌を詠じた爲に却つて恩賞に預つたといふ話が見えてゐるし〔八二二〕、それと類似した記録は他にも多いから〔八二二・八二四〕、歌は鎌倉以後中世を通じて、一般武人の間に相當重要視せられてゐた教化内容と見ていいだらうと思ふ〔八二五・八二六〕。詩歌管絃の外に蹴鞠なども鎌倉武人の間に行はれてゐる〔八二七〕。

中世武人の教養内容を知る最も重要な規準は、彼等が如何なる書を読んだかといふことである。戦記物語には時折聖徳太子十七條憲法が引用せられてゐるから、憲法十七條は中世武人に依つて相當拜唱せられてゐたことと考へられる〔八二八〕。將軍家に於いては屢々帝範談議が行はれてゐるし〔八二九・八三二〕、「貞觀政要」も亦爲政者の側に於いては讀まれてゐた〔八三三・八三三〕。一般武人に最も廣く讀まれたものとしては兵書、戦記物語、「吾妻鏡」等を擧げることが出來よう〔八三四・八三七〕。「吾妻鏡」が文武諸道の龜鑑として愛讀せられたことは、室町時代から江戸時代まで種なる記録に依つて窺ふことが出來る〔八二八・八二九〕。戦國時代には『太平記』、『平家物語』等が一般武人に依つて讀まれ、或は人に讀ましめて聽くことが流行したらしい〔八三八・八三九〕。佛書も『平

重時家訓』に人に讀ましめて聽聞すべきことが記載されてゐるし〔八四〇〕、幼時より或る程度讀み習はされてゐたことが想像される〔八四一〕。室町以後になると『論語』とか庭訓、式狀等も相當廣く讀まれたものと見られる〔八四二〕。『源氏物語』、『古今集』、『萬葉集』、『伊勢物語』等も、一部の武人の間では讀まれたであらうが〔八四二―八四四〕、一般的とは考へられない。女子の方が比較的かうしたものを讀んでゐたであらうことは、『伊勢物語』を女子に讀ましめてはいけないといふが如き所論からも想像される〔八四五〕。

手習算用は寧ろ江戸時代に至つてから、町人階級の主要な教科内容となつたのであるが、この時代の武士の家庭に於いても手習は相當行はれてゐる〔八四六・八四七〕。算用は武士には殆んど行はれなかつたと考へられるが、『吾妻鏡』には算術に秀でたもの話が出てゐるし〔八四八〕、『多胡辰敬家訓』にも算用を學ばしむべきことが述べられてあり〔八四九〕、北條氏康の例もあるから〔八五〇〕、それが全く無視されてゐたとは言へない。

この時代の公卿の教養は、前時代に比して一般的には低下してゐる。公卿が案外教養の程度が低かつたことに關しては、『明月記』、『老人雜話』、『戴恩記』等に屢々散見せられる〔八五一―八五三〕。併し武士に比すれば文學的教養に關する限り、何と言つても前代からの名残を止めて和漢の才に長じたものが尠くはなかつた〔八五四・八五五〕。

彼等の學問の主要なる内容は、依然として漢學であつて、史書、經書を始め、三體詩、東坡詩等が専ら學習せられたのである〔八五六―八七二〕。當時の公卿一般の懷古的風潮に伴つて、我が國の古典も相當教養の内容となつてゐる。『日本書紀』、『源氏物語』、『伊勢物語』等は、公卿男女の一種の聖典と考へられてゐたのである〔八七三―八八四〕。室町時代に至ると武士と同じく戰記物語が讀まれてゐるのは、一つの時代的影響であらう〔八八五―八九〇〕。平家琵琶も亦彼等の間で好んで聽聞せられた〔八九一―八九三〕。

詩歌管絃は依然前時代からの傳統的教養として、相當にたしなまれてゐる。朝廷に於いても和歌の道を重んぜられ〔八九四・八九五〕、勅撰和歌集が相次いで出されてゐる。隨つて一般公卿の間には和歌乃至は和漢連句の會が屢々行はれ〔八九六―八九八〕、三船の遊びも相當行はれた〔八九九・九〇〇〕。其他神樂、琵琶、催馬樂、蹴鞠等も行はれてゐる〔九〇一―九一五〕。

手習は勿論教養の重要な要素と考へられ、手本が相當吟味せられた〔九一六―九一九〕。ことにこの時代の女子の教養としては、「歌をよみ、手かくこと」が主要な内容をなしてゐたものと見られる〔九二〇〕。一般に貴族女子の教養が相當に進んでゐたものと見られる〔九〇七〕。室町時代には往來物も彼等の讀物の中に加へられてゐる〔九二一・九二二〕。佛教が彼等の生活の中に深く浸潤してゐたことから讀經寫經がこの時代の貴族の重要な生活の一部分を形成してゐたことはいふまでもない

〔九三三—九二六〕。

尙ほこの時代の公卿の教養として特殊な現象は、彼等が武家の影響を蒙つて、弓馬のことに關心を有してゐたことである。二條良基の『おもひのまゝの日記』にも、「公卿弓矢もち、ともなどつけてあるさま、ちか比めなれぬことなり」とあり、公卿殿上人が或る程度弓馬を玩んだことが想像される〔九二七—九三一〕。これは恐らく武家が詩歌管絃を玩んだ事實と對象して、公武文化の混合せるこの時代の一特徴であらう。

僧侶教育の内容に關しては、この時期に至つて南都六宗と天台、眞言を加へた中古以來の八宗に、中世新興の禪、念佛、日蓮諸宗を加へて、後世所謂鎌倉佛教の殷盛を謳はれ、近世に盛に行はれる經論の刊行内容によつても知られるやうに依用の經論疏釋は枚舉に遑なく、各宗所依の正傍はあつてもきわめて廣汎にわたつてゐる〔九三二〕。而して宋元等との交渉は一層この内容を豊かにしたのであつた。

この期の緇徒が研鑽した内容のうち、特記すべきは、主として五山禪僧等によつて授受せられた儒學、詩文等のことである。前期に於いては、具戒の後には寧ろ避けられた外典が盛んに用ひられた。四書六經にわたり、孔孟、老莊〔九三三—九三七〕漢史〔九三八〕から神書、和歌〔九三九・九四〇〕、詩文〔九四一・九四二〕に及んでゐる。又茶香その他の遊藝も行はれてゐた〔九四三〕。

緇徒の一般的世俗的教養は主として得度受戒以前に課せられるのが前期以來の傳承であるが、『右記』や後宇多法皇の『後宇多法皇御遺告』等に具戒以前の「童子」の教課内容が示されてゐる。それらによると童子は經史〔一〇八六・九四四・九四五〕詩文〔九四四・九四六〕和歌、習字〔九四六〕等から内典（二書何れも眞言系統のもの）〔九四四—九四六〕及び諸遊藝〔九四七—九四九〕等を修習するのである。

この時代の庶民の教養は恐らく極めて低かつたであらう。庶民の子弟の寺入りも一般的な現象ではなかつたであらうし、家庭に於いても衣食の道以外に特別な教養は積まれなかつたと考へられる。たゞ中世末期になると一般の職人町人の間に、連歌が相當流行し、連歌講などが行はれてゐる〔九五〇・九五二〕。手習も庶民の社會的活動が相當活潑になつた中世末期頃から、一般庶民の家庭に行はれるに至つたらしい〔九五二〕。猿樂が一般庶民の娛樂の對象として悦ばれてゐたことは言ふまでもない〔九五三・九五四〕。更にこの時代は武家、庶民の區別がそれ程明瞭でないから、庶民の間にも相當武家的教養が及んでゐたことと想像される〔九五五〕。

第五章 教育の方法

〔九五六〕日本西教史
日本國紀事

子生るれば直ちに冷水を以て之を洗ひ、身體をして強からしめ且空氣の害を塞くと云ふ、

〔九五七〕平家物語
卷第二

少將は今年三つに成給ふをさなき人を持給へり、日ごろはわかき人にて君達などの事もさしも濃にも坐ざりしか共、今はの時になりしかば、さが心が心にやかゝられけん、此少き者を今一度見ばや、とこそ宣ひけれ、乳母抱て参りたり、少將膝上に置、髪かき撫て、涙をはらくと流て、哀汝七歳に成ば、男に成して君へ参せんとこそ思つれ、され共今は云かひなし、もし命生

て、生たちたらば、法師に成り、我後の世弔へよ、と宣へば、いまだ幼き心に、何事をか聞わき給ふべきなれども、打點頭給へば、少將を始奉て母上乳母の女房、其座に竝居たる人々、心有も心無も、皆袖をぞ濡しける、

〔註〕「阿古屋松」の條 ○少將 新大納言成親の息丹波少將成經

〔九五八〕承久軍物語
卷六

げにもかの尼公は、くはんと開うほう奉こうた公にこと異んなるするがのかみ義村○にもはゝなり、御てきたね義よしにもはゝなれば、にくうもいとおしくもおぼしめし、ちからをよばず、一人をばたすけ給ふ、四人のおさ幼あひ兒をもかまくら中へは入られず、て手ごし越の川ばたにおろしをきて、こゝにてち手うし奉らんとしければ、九七五のおさあひは、めのとくにとり付てなきかなしむ、三になる子はなに心もなければ、めのとがちぶさにとり付て、手ずさみしてぞゐたりける、兵ども、目もあてられずかなしく思へども、目すてにく

れければ、四人のくびをかきとりてかへりぬ、四人のめのとゞも、むなしきしがいにいだきつき、こゑくゝにをめきさけぶありさま、たとへんかたはなかりけり、

〔九五九〕奥州後三年記
中巻

家ひらが乳母千任といふもの、やぐらの上に立て聲をはなちて將軍にいふやう、なんぢが父頼義貞任宗任をうちえずして、名簿をさゝげて故清將軍をかたらひたてまつり、ひとへにそのちからにてたまゝ貞任らをうちえたり、恩をになひ徳をいたゞきていづれの世にかむくひたてまつるべき、しかるを、汝すてに相傳の家人として、かたじけなくも重恩の君をせめたてまつる不忠不義のつみ、さだめて天道のせめをかうぶらんかといふ、

(註) 名簿をさゝげ 名簿に名を連ねて門弟となること、こゝでは主従の誼を結ぶこと

〔九六〇〕太平記
第十一卷

去程ニ禦矢射ツル郎等共皆打レテ、衆徒箱ノ渡ヲ打越テ、後ノ山ヘ廻ルト聞ケレハ、五ト六トニ成ケル少キ人ヲ、鎧唐櫃ニ入テ、乳母子二人ニ前後ヲカ、セ、鎌倉力淵ニ沈メヨトテ、遙ニ見送テ立タレハ、母ノ女房モ同ク其淵ニ身ヲシツメントテ、唐櫃ノ竿ニ取付テ、跡ニ付テ歩ミ行心ノ中コソカナシケレ、唐櫃ヲ岸ノ上ニカキスヘテ、蓋ヲアケタレハ、二人之少キ人、顔サシアケテ、是ハソモ母御ナウ、イツクヘ行候ソ、母御ノ御カチニテ歩マセ給フカ御痛敷候ニ、是ニ乗セ給ヘト、何事モナケニタハフレケレハ、母上流ル涙ヲ押テ、此河ハ是極樂淨土之八功德池トテ、少キ物之生テ遊ヒ戲ル處也、我如ク念佛申テ、此河ノ中ヘ沈メラレヨト云ハ、二人之少キ人々、母ト共ニ手ヲ合セ、念佛高ラカニ唱テ、西ニ向テ坐シタルヲ、二人之乳母子ヒトリツ、抱テ、碧潭之底ヘ飛入ケレハ、母上モツ、キテ身ヲナケ、同淵ニソ沈ミケル、其後時治モ自害シテ、一堆ノ灰ト成ニケリ、隔生則忘トハ申ナカラ、又一念

五百生、懸念無量劫ノ業ナレハ、奈利八萬ノ底マテモ、同思ノ炎ニヤ沈ミヌ
ラント哀ナリ、

(註) 「越前牛原地頭自害事」の條

〔九六一〕日本西教史
日本國紀事

日本國に於て最も善良なるは少年の養育にて、敢て外國人の及ぶ所にあ
らず、第一日本人は少年をして臆病ならしめざる爲めに溫和の教育を主
とす、若し苦情を發し號哭をなすが如きに至りては、唯安慰に力を盡し之
れを靜止せしめ、決して嚇威を用て之れを懲戒することなし、偕て少年を
して柔順ならしめんが爲め鞭撻し、或は懲戒する法は、其父母に授與する
所の天主の教戒に由れば、偏に溫和のみを以て教導するを全く善良と爲
す可からずと雖も、日本の父たる者は其子に不正あるときは直ちに下手
致命の權利を有す、故に只畏敬せしむるを以て鞭撻威嚴に代ふ可し、

〔九六二〕日本西教史
日本國紀事

日本人は只畏敬せしむるを以て教育を爲さず、競勉の心を起さしめん爲
め名譽を以て獎勵し、勤務を怠らざらしむ、是に由て少兒年七歳に満たざ
れば教訓を受くるに耐ゆ可からざる者たると思慮す、故に其年齢に登ら
ざるを決して學校に入るゝを見ず、且小兒の才に従ひ齡に應じて耐ゆべ
き教訓を受けしめ、其志の趣く所に任かせ、敢て之れを強ゆること無し、其
教たるや國の風俗を知らしめ、或は書を習はしめ、或は言語を正し、且向後
爲すべき職務の方嚮を授くる等なり、就中其祖先の事業、成功或は他人の
富貴利達を得たる所以を説諭し、之れを獎勵するに注意せり、

〔九六三〕日本西教史
日本國紀事

若し同齡の少年間に於て爭論不和を生ずること有る時は、又他の少年を
して善惡是非を判決せしむ、何となれば其少年輩をして事に臨み速に斷

決する慣習たらしめんが爲め、幼稚の時より漸次に志を之れに赴かしめんことを要すればなり、

〔九六四〕常山紀談 卷之六

重治○竹中半兵衛 或時軍物語せしに、子の左京未だ幼かりしが、座を立ちければ、

重治、軍は國の大事なり、何方に行く、と問ふ、厠にゆく、と答ふ、重治、爰に溺ひたをたるゝとも、軍物語の大事の席を立つ事やある、と怒られけり、

(註) 「竹中重治の事」の條

〔九六五〕吾妻鏡 第八

若公○萬壽公、七歳 始令着御甲之給、於南面有其儀、時尅、二品出御、江間殿○義參進、

上御簾給、次若公出御、武藏守○平賀、義信○平賀、比企四郎能員○平賀、奉扶持之、

(註) 文治四年七月十日の條

〔九六六〕吾妻鏡 第九

北條殿○時政、三男○十五歳、於御所被加首服、秉燭之程、於西侍有此儀、武州○平賀、駿

河守○源、廣綱、遠江守○源、義定、參河守○源、範賴、江間殿○義時、新田藏人義兼、千葉介

常胤、三浦介義澄、同十郎義連、畠山次郎重忠、小山田三郎重成、八田右衛門尉

知家、足立右馬允遠元、工藤庄司景光、梶原平三景時、和田太郎義盛、土肥次郎

實平、岡崎四郎義實、宇佐美三郎祐茂等著座、東上、二品○朝頼、出御、先三献、江間

殿○義時、令取御酌給、千葉小太郎成胤相代役之、次童形依召被參進、御前蹲居

次三浦十郎義連被仰可爲加冠之由、義連頻敬屈、頗有辭退之氣、重仰曰、只今

上首多祇候之間、辭退一旦可然、但先年御出三浦之時、故廣常與義實諍論、義

連依宥之無爲、其心操尤被感恩食、此小童、御臺所殊憐愍給之間、至將來、欲令

爲方人之故、所被計仰也、此上不及子細、小山七郎朝光、八田太郎朝重取脂燭

進寄、梶原源太左衛門尉景季、同平次兵衛尉景高、持參雜具、義連候加冠、名字

五郎○時連、云々、今夜加冠役事、兼日被定之間、思儲之輩多雖候、當座御計、不能左右

事歟、

(註) 文治五年四月十八日の條 ○時連 時房の幼名

〔九六七〕吾妻鏡第十四

入夜、江間殿嫡男童名金剛、年十三、元服、於幕府有其儀、西侍構鋪設於三行、

(註) 建久五年二月二日の條

〔九六八〕吾妻鏡脱漏

若君御方御年八、御首服、申刻、於二棟御所南面有其儀、後藤左衛門尉基綱、今日爲奉行也、

(註) 嘉祿元年十二月廿九日の條

〔九六九〕吾妻鏡第廿九

陸奥五郎子息小童十歲、於武州○泰時、御亭元服、号太郎實時、

(註) 天福元年十二月廿九日の條

〔九七〇〕吾妻鏡第廿九

武州孫子、匠作嫡男、歲十一、於御所被加首服、

(註) 天福二年三月五日の條

〔九七一〕吾妻鏡第卅五

今日、將軍家若君六歲御名字頼嗣、御母中納言親能卿娘大宮局、御元服也、

(註) 寛元二年四月廿一日の條

〔九七二〕吾妻鏡第四十

今日、佐々木壹岐前司泰綱子息小童、九歲、於相州○時頼、御亭遂元服、号三郎頼

綱御引出物以下經營盡善極美、一門衆群參各隨所役云々、奥州、^{○重}秋田城
介○義等所被參會也、

(註) 建長二年十二月三日の條

〔九七三〕吾妻鏡 第四十七

今日午二點、相州禪室若公御名正壽、七歲、於御所被加首服、

(註) 正嘉元年二月廿六日の條

〔九七四〕吾妻鏡 第四十七

酉剋越後守○北條實時朝臣息男十歲、於相州禪室御亭元服、号越後四郎時方、
理髮丹後守○藤原賴景、加冠相摸太郎七歲、

(註) 正嘉元年十一月廿三日の條

〔九七五〕吾妻鏡 第廿六

故伊賀大夫判官光季息四人、參二品御亭、皆十歲未滿幼童也、召簾下覽之、
奥州○義時候其砌給悉相似光季顔貌之由、被催御悲淚、繼亡父之跡、可勵忠直之
由、直被仰含云々、

(註) 貞應二年六月廿八日の條

〔九七六〕太平記 第二十九卷

直賴○赤松ツクくト父ノ遺言ヲ聞テ、扇子取直シテ申ケルハ、少ナク幼キ
程ト申スハ、五ツヤ六ツ乃至二十歳ニ足ラヌ時ニテコソ候ヘ、吾已ニ善惡
ヲ辨程ニ成テ、適此座ニ有逢ナカラ、御自害ヲ見棄テ一人古郷ヘ歸テハ、誰
ヲカ父ト憑ミ、誰ニカ面ヲ向フヘキ、

(註) 「松岡城周章事」の條

〔九七七〕源平盛衰記 卷第三十七

平家追討の軍兵今度上洛の時、鎌倉殿の侍所にて評定あり、十五六は少し、十七以上は上洛す可しと定められたりけるを、小次郎は十六なり、有の儘に申しては御免あらじ、十七と名乗つて父が伴せんと思ひければ、鎌倉にて其の定に申す、父も、我が身の伽にもせん、軍をもし習へかしと思ひければ、同じく十七と申して西國まで具したりけれども、一谷にては、實正に任せて十六歳とぞ云ひける、

(註) 「平家城戸口を開く並源平侍合戦の事」の條

〔九七八〕古事談 第三

關東北條孫小女十二〇中ハカクシク假名ナドダニ未書之小女

(註) 北條孫小女 北條時政女

〔九七九〕平家物語 卷第九

子息、小次郎〇熊谷直家も、生年十六歳と名乗て搔楯の際に馬のはなを突する程責寄て戦ひけるが、弓手の肘を射させて、馬より飛び下、父〇直實と竝てぞ立たりける、如何に小次郎手負たか、さ候、常に鎧つきせよ、裏搔すな、鎧を傾よ、内甲射さすな、とぞ教へける、

(註) 「一二之懸」の條

〔九八〇〕源平盛衰記 卷第三十五

熊谷橋桁を渡らんとて、子息の小次郎を招きて云ひけるは、汝は今年十六歳、心は猛く思ふとも、實は未だ堅まらじ、直實だにも平に渡り付く事難かるべし、汝は、大勢の川を渡さん時、總を力にして渡るべしと教へければ、小次郎打咲ひて、秋の菓にこそ、核の固まる固まらぬと申すことは侍れ、十歳已後の者、實の固まらぬ事やあるべき、若し又固まらざらんに付きて、父

をば争てか離れ奉るべき、恐らくは父こそ、常は風氣とて目のまふ膝のふ
るふとは仰せられ候へ、此の大河に向つて細桁を渡り給はん事、危く覺え
侍り、目舞ひ足振ひ給はば、直家を憑み給へ、渡し申さん、と云ひければ、父こ
れを聞きて、さらば續け小次郎、とて、親子連れてぞ渡しける、

(註) 「範頼義經京入りの事」の條

〔九八一〕源平盛衰記 卷第三十七

熊谷、小次郎に教へけるは、汝はこれぞ初軍、敵寄せぬればとて騒ぐことな
かれ、射向の袖を間額まがくちにあてよ、あき間を惜しみて汰たり合はせよ、つねに鎧
づきせよ、立ちはだらかで裏をかかすな、あふのきかゝりて内兜射さすな、
さしうつぶきて天邊射らるな、賢しかれ」とぞ申しける、

(註) 「熊谷父子城戸口に寄す並平山同所に来る附成田來る事」の條

〔九八二〕平家物語 卷第九

樋口光兼光が手に、茅野太郎と云ふ者有り、四塚に幾いくばくも馳向うたる敵の中へ
駆入り、大音聲を揚て、此御中に甲斐の一條次郎殿の御手の人やまします、
と問ければ、強あながち一條次郎殿の手で、軍をばするか、誰にも合へかし、とて、どと
笑ふ、笑はれて名のりけるは、かう申す者は信濃國諏訪上宮の住人、茅野大
夫光家が子に、茅野太郎光廣、必ず一條の次郎殿の御手を尋るには非ず、弟
の茅野七郎それそれにあり、光廣が子供二人信濃國に候が、あはれ我父は、好よろて
や死にたるらん、悪てや死にたるらんと歎かん處に、弟の七郎が前で討死
して、子共にたしかに聞せんと思ふ爲也、敵をば嫌まじ、とて、あれに馳合ひ、
これに馳合ひ、敵三騎きて落し、四人に當る敵に押雙べ引組でどうと落ち
刺違てぞ死にける、

(註) 「樋口誅罰」の條

〔九八三〕源平盛衰記 卷第二十

文三申しけるは、殿の二歳の時より、家安親代と成つて、夜は胸にかゝへ奉りて夜通勞り、晝は肩にのせ終日に育み奉る、早く成人し給ひて、人に勝れ給はん事を願ひき、五六歳に成り給ひしかば、竹の小弓に小竹矯はきの矢的、草鹿じくと、兎うとこそ射れ角かくこそ射れ、馬に乗りては兎こそ馳すれ角かくこそ馳すれと教へ奉り生立そてぬ、殿は今年二十五、家安五十七に罷り成る、若き人だに主命とて先陣を蒐かけて死なんと宣ふ、殿を見捨てて家安が生き残りては何にかせん、又人のいはん事こそ恥かしけれ、佐奈田與一の最後には、恥ある郎等身にそはず、文三家安が幾程命を生きんとてか、最後の軍に主を捨てて逃げたりけりと申さん事も口惜しし、死なば一所の討死なり、左様の事をば誰にも仰せられよかし」とて、三郎丸と云ふ童を招き寄せて、申し含めて遣はしけり、

〔註〕「石橋合戦の事」の條 ○草鹿 的の一種

〔九八四〕源平盛衰記 卷第三十七

我だに恐れて落さねば、人も怖れてえ落さず、白旗五十旒なな計り梢に打立てて宣ひけるは、守つて時を移すべきにあらず、碓がけを落すには手綱あまたあり、馬に乗るには、一に心、二に手綱、三に鞭、四に鐙あぶみと云ひて四の義あれども、所詮心を持ちて乗るものぞ、若き殿原は見も習へ、乗りも習へ、義經が馬うまの立てやうを本にせよ」とて、眞逆に引向け、つゞけく」と下知しつゝ、馬の尻足引敷かせて、流れ落ちに下したり、

〔註〕「義經軼越を落す並畠山馬を荷ふ附馬の因縁の事」の條

〔九八五〕澁柿

當時有人の申は、弓取と云は、我事をさきとして、必しも弓を手にふれずとも、其ための郎從眷屬なれば、射させよかしと申事あり、是は末代の若き人々の大毒也、一人の好む事をこそ諸人も賞翫することにて侍れ、主だにも

射ざらんには、増て郎従も叶なん哉、

(註) 「泰時御消息」の一節

〔九八六〕吾妻鏡 第卅八

日來高野入道覺地連々、參左親衛〇時御第、今日殊長居、内々有被仰合事等云云、又對子息秋田城介義景殊加諷詞、令突鼻孫子九郎泰盛云云、是三浦一黨當時秀于武門、傍若無人也、漸及澆季者、吾等子孫定不足對揚之儀歟、尤可廻思慮之處、云義景、云泰盛、緩怠稟性、無武備之條、奇怪云云、

(註) 寶治元年四月十一日の條 〇高野入道 秋田城介景盛のこと

〔九八七〕太平記 第十六卷

楠是ヲ最後ト思定タリケレハ、嫡子ノ正行カ十一歳ニテ、是モ共セムト有ケルヲ、櫻井宿ヨリ河内へ返シ遣ストテ、泣々庭訓ヲ遺シケルハ、獅子ハ

子ヲ産テ三日ヲ經ル時、萬仞石壁ヨリ母是ヲ投レハ、其レ獅子ノ子ノ機分アレハ、教ヘサルニ中ヨリ身翻シテ飛揚リ、死スル事ヲ得スト云リ、況ヤ汝ハ已ニ十歳ニ餘レリ、一言耳ノ底ニ留ラハ、吾教誠ニ違事ナカレ、今度ノ合戰、天下ノ安否ト思フ間、今生ニテ汝カ顔ヲ見事、是ヲ限ト思フ也、正成已ニ打死スト聞ナハ、天下ハ必ス將軍ノ代ト成ヘシト心得ヘシ、然ト云共一旦身命ヲ助ン爲ニ、多年ノ忠烈ヲ失テ、降參不義ノ行跡ヲ致事有ヘカラス、一族若黨一人モ死殘テ有ム程ハ、金剛山ニ引籠、敵寄來ラハ命ヲ兵刃ニ墮テ、名ヲ後代ニ遺ヘシ、是ヲ汝カ孝行ト思フヘシト、泪ヲ拭テ申含メ、各東西ニ別ニケリ、

(註) 「尊氏卿申下持明院殿院宣上洛福山合戰義貞退舟坂事并正成兵庫下向子息遺訓事」の條

〔九八八〕太平記 第十六卷

今年十一歳ニナル正行、父カ首ノ有様、母ノ歎ノ色ヲ見モ聞モ、爲方ナキ思

ヒニ堪テ有ヘキニモアラヌ心地シテ、ヲツル涙ヲ押ヘツ、持佛堂ノ方ニ
 行ケルヲ、母アフナク思テ急キ行テ見ケレハ、父カ兵庫ヘ向ハントテ、形見
 ニ留テタヒ給ヒタリシ菊水作ノ刀ヲ拔キ、袴ノ腰ヲ推サケテ自害ヲ爲ト
 ソシタリケル、母走り寄テ、刀ト手トニ取付テ、泪ヲ押ヘ申ケルハ、梅檀ハ二
 葉ヨリ香シキト云リ、汝少ク共父カ子ナラハ、是程ノ理ニヤ迷フヘキ、幼ナ
 キ心ニモ能々事ノ様ヲ思フヘシ、父カ兵庫ヘ向シ時、汝ヲ返シ留シ事、全ク
 腹ヲキレトテ残シ不置、我縦討死ス共汝残り留テハ、一族若黨ヲモ扶ケヲ
 キ、身ヲ全クシ、君何^{イッ}ニモ御座アラハ、今一度義兵ヲ舉ケ朝敵ヲ亡シテ、君ヲ
 モ安泰ニナシ奉リ、父カ遺恨ヲモ散シ、孝行ノ道ニモ備ヘヨトテコソ残シ
 置シ身ナルヲ、其庭訓ヲ具ニ聞テ、我ニモ語シ事ナルニ、何^{イッ}ノ程ニカ忘レテ、
 當坐ノ歎ニヒカサレ、行末ヲカヘリミヌ、父ノ恥ヲス、カス、我ニ猶愁キ目
 ヲ見セントスル、ウタテノアトナサヨ、カクテサレハ父カ訓ヲ違ヘ、祖父ノ
 跡ヲ失ハント思フカ悲ヤト、聲モ惜マス泣口説、イサメ留メ、トテモ猶トモ

カクモ成ルヘクハ、ウキ目ヲ重テ見セムヨリ、我ヲ先殺セヤトテ、モタヘコ
 カレケレハ、サスカ正行幼少心ニモケニモト思ツ、ケツ、自害ノ事ハ止
 ニケリ、父ノ遺訓母ノ教訓ニ、深ク染マリニケレハ、其後ハ一スチニ身ヲ全
 シテ、アタナル戯ニモ只此事ヲノミ思ツ、武藝智謀ノ稽古ノ外、又爲ル態
 モ無リケリ、是ヲ誠ノ忠孝ナルト正行ヲ感セヌ者ハナシ、サレハ幼少ヨリ
 敵ヲ滅ス智謀ヲ挾ミケル、行末ノ心ノ中コソヲソロシケレ、

(註) 「義貞朝臣以下敗軍等歸洛重山門臨幸持明院殿八幡東寺御坐正行見父首悲哀事」の條

〔九八九〕吾妻鏡 第廿八

越州^{○朝}聞此事、彌以歸往、即潛載誓狀云、至于子孫、對武州^{○泰}流、抽無貳忠

敢不可^レ挿凶害云々、其狀、一通遣鶴岳別當坊、一通爲備來葉之癡忘、加家文書
 云々、

(註) 寛喜三年九月廿七日の條 ○此事 此日鎌倉の名越附近に暴徒が起つて越後守朝時の邸を襲うた。これ

を聞いた兄の秦時は直ちに部下を連れてこれが鎮壓に赴いた事件を指す

〔九九〇〕 平重時家訓

抑申につけても、おこがましき事にて候へ共、親となり子となるは、先世のちぎりまことにあさからず、さても世のはかなき事、夢のうちの夢のごとし、昨日見し人けふはなく、けふ有人もあすはいかがとあやうく、いづるいき入いきをまたず、あしたの日はくる、山のはをこえ、夕べの月はけさのかぎりとなり、さく花はさそふ嵐を待ぬるふぜい、あだなるたぐひ、かれざる事は人間にかぎらず、さればおひたる親をさきにたて、若き子のとゞまるこそ、さだまれる事なれども、老少不定のならひ、誠におもへばわかきとても、たのまれぬうき世のしぎなり、いかでか人にしのばれ給ふべき、心をたしなみ給はざらん、か様の事をむかひたてまつりて申さんは、さのみおりふしもなきやうにおぼゆるほどに、かたのごとく書しるしてたてまつ

る也、つれづれなぐさみに能々御らんずべし、をのくよりほかにかしたまふべからず、このたび生死をはなれずば、たすくかうをふるとも、あひがたき事なれば、たましくむまれあひたてまつる時の世の、忍おもひてにもとて申也、

(註) 家訓の發端の一節

〔九九一〕 菊池武茂起請文

舍兄肥後守子々孫々まで、いましめを定置れ候て、正法護持之志至誠にましく候は、武茂隨喜仰信の心を發候て、子々孫々までに誠を定置候て、且爲君爲家、眞俗同心に正路を守て、如來正法を護持し奉べく候、

(註) 第七條 ○舍兄肥後守 菊池武重のこと、武時の長子で武茂の兄に當る

〔九九二〕 伊勢貞親教訓

第五章 教育の方法

右條々、子を思ふ心の闇にくらまされて、曉のねぶりをすますごとに、おもひ出る事どもつくすなる心に、猶愚なる筆にまかせて、貞宗にあたへ侍る、もといましめのためなれば、他人の一覽におよぶ事あるべからず、子をおもふ親の心の闇はれていさむる道にまよはずもかな、

(註) 貞宗は伊勢貞親の子息

〔九九三〕信玄家法上

天地之間有萬物、萬物之中有靈長、名此曰人倫、人倫有司業、五常也、六藝也、不可不習、父能傳子能記、與武田信繁、有文有武、有禮有義、諱其世子而稱長老、敏而好學、如玉走盤、如錐脫囊、孜孜而不倦、誨以九十九件之品目矣、誠章賢滿、竊之訣、孟母斷機之戒、豈遠、不學營潤身、興隆於國家、榮祿於子孫、本也、本立而道生、則運乾坤於掌握、通古今於胸中、不亦道乎、吁、不出巷而知天下者、其唯此一簡矣、大矣哉、至矣哉、維時永祿元年戊午、蕪賓中澣龍山子謹而誌、

(註) 武田信繁は信玄の弟、その子信豊に書き與へたものである。

〔九九四〕北條五代記卷之一

むかし關東にをいて早雲寺殿をしの状と號し小札あり心をろかなる者はこれをよみならひたりし

(註) 「伊豆早雲平氏茂由來之事」の條

〔九九五〕平家物語卷第十

請文既に到來して、關東へ下向せらるべきに定まりしかば、何の憑も弱り果て萬心細う都の名残も今更惜思はれける、三位中將土肥次郎^平實を召て、出家をせばやと思ふは如何あるべき、と宣へば、實平此由を九郎御曹司に申す、院御所へ奏聞せられたりければ、賴朝に見せて後こそ、ともかうも計らはめ、唯今は争か許すべき、と仰ければ、此由を申す、さらば年來契りた

りし聖に、今一度對面して、後生の事を申談せばやと思ふはいかゞすべき」と宣へば、「聖をば誰と申候やらん、黒谷の法然房と申人也、さては苦しう候まじ」とて許し奉る、

(註) 「戒文」の條

〔九九六〕源平盛衰記
卷第九

今度討たれける官兵の中に、武藏國の甘糟太郎某、三條河原を東へ向いて打ちけるが、倩案じ思ふ様、我戰場に向ひなば、生きて歸らん事有り難し、敵の爲に害せられば、惡趣におちん事疑ひなし、法然上人の折節大谷に坐しければ、出離惡道一句聽聞せんと思ひ出でて、彼の庵室に推參して馬より下り、小具足附けながら縁の際に立ちて、これは武藏國の住人甘糟太郎某と申す者にて侍ふが、堂衆追討の爲に、官軍に催されて戰場に罷り向ひ侍り、後生菩提の事御言承らばやとて參りたる由申し入れたりければ、上人

出で合ひ給へり、甘糟は、我軍の庭に出でて修羅鬪諍の劍に當りなば、惡趣の苦患^{くげん}其の恐れ少なからず、されば進まんとすれば、生死遁れ難し、退かんとすれば、不覺の名憚りあり、敵に向ひなば、命を生きて歸る可からず、これ弓矢の家を思ふ故子孫の末を存ずる故なり、縱令かかる身にて侍るとも、生死を離るべき一句を奉らばや、と申す、上人哀れに思召して、御物語を靜々と始め給へり、源空は本美作國の者なり、父母子なくして觀音に祈り申して我を儲けたりき、我九歳の時、父は明石の源内と云ふ者が爲に夜討にせられて孤子と成りしを、親しき者が山へ登せたりしかば、少なき心に父が後世をも弔ひ我が身も生死を離れんと思ひて、法相、三論、華嚴、天台、眞言、佛心、乃至小乘律藏に至るまで渡り見るに、末代罪惡の衆生の爲には、唯念佛の一行を得たり、と語り給へば、信心を致し、西に向ひ合掌して十念を受く、上人十念を唱へて後、縱令合戰鬪亂の中なりとも、弓箭身を亡ぼす時なりとも、十念成就せば往生疑ふべからず、と教訓し給へば、甘糟悦んで坂本

に越えにけり、

(註) 「堂衆軍の事」の條 ○山 比叡山

〔九九七〕吾妻鏡第六

二品朝御參詣鶴岡宮、而老僧一人徘徊鳥居邊、恠之、以景季大令問名字、給之處、佐藤兵衛尉憲清法師也、今號西行云々、仍奉幣以後、心靜遂謁見、可談和歌事之由、被仰遣、西行令申承之由、廻宮寺奉法施、二品爲召、彼人早速還御、則招引營中、及御芳談、此間、就歌道并弓馬事、條々有被尋仰事、西行申云、弓馬事者、在俗之當初、愁雖傳家風、保延三年八月遁世之時、秀郷原朝臣以來九代嫡家相承兵法、燒失、依爲罪業、因其事曾以不殘留心底、皆忘却了、詠歌者、對花月動感之折節、僅作卅一字許也、全不知與旨、然者、是彼無所欲報申云々、然而恩問不等閑之間、於弓馬事者、具以申之、即令俊兼記置其詞、給、粹被專終夜云々、

(註) 文治二年八月十五日の條

〔九九八〕吾妻鏡第十六

すへて君をいのりたてまつり、御身をもいのらんとおほしめさは、先國土を祈万民をいのらせ給へく候、祈は人の身の分齊による事にて候、威勢世にかうふらしめさるやうに候物こそ、我身をはいのる事にて候へ、近代は君も臣もたゞ身をのみいのらせ給へは、はかしくしき事は候はず候、佛神の冥慮にも叶はず、蒼天の照覽にもたかひ候也、

(註) 正治二年一月十日附頼家宛文覺上人意見狀の一節

〔九九九〕吾妻鏡第五十

辨法印審範長病已危急、是依爲顯密之碩學、殊所被賞翫也、而今日申一尅、相州禪室爲最後御對面、入御彼雪下北谷宿坊、武田七郎、南部又次郎、工藤三郎

右衛門尉光泰、同木工左衛門尉等候御共、審範於持佛堂奉謁、顯密事理之法文、重々雖令問答給、及酉尅欲令歸給之刻、禪室重被仰云、最初行攝之願、返々有憑云々、於宗門雖開大悟御尙以結行攝之緣給、賢慮尤難量者歟、

(註) 弘長元年九月三日の條

〔一〇〇〇〕園太曆第十九

今日等持寺住持祖曇和尚歸洛、是上皇等御出京事爲秘計、依武命先日下向東條邊、故玄惠法印眞弟禪侶爲楠木緣者秘計彼邊、而此間右大將實世、大納言寺公量、四條中納言隆俊等沒落、參當所之間、彌失方便、

(註) 正平七年五月十八日の條

〔一〇〇一〕常山紀談卷之二

兵法に神速を貴ぶといひ、又其の不意に出づると言へる事有り、と宣ひけ

れば、皆此殿家康臨濟寺の雪齋に兵書を讀み習ひ給ひしかども、斯る謀はよも出でじ、天性勝れて大將の道を得給へる、とぞ申ける、

(註) 「東照宮大高城へ兵糧を入れ給ひし事」の條

〔一〇〇二〕古今著聞集卷九

同朝臣源義家十二年の合戦の後、宇治殿頼通へ参りて戦の間の物語申けるを、匡房卿よく聞て、器量はかき武者なれ共、猶軍の道をばしらぬとひとりごとにいはいはれるを、義家の郎等きゝて、けやけき事をの給ふ人かなとおもひたりけり、さる程に江帥房出られけるに、やがて義家も出けるに、郎等かゝる事をこそ給ひつれと語りければ、さだめて様あらんといひて、車にのられける所へすゝみよりて會尺せられけり、やがて弟子に成て、それよりつねにまうで、學問せられけり、

(註) 「武勇第十二」の條

〔一〇〇三〕源平盛衰記 卷第三十五

女これを見て、汝は内田三郎左衛門とこそ名乗りつれ、正なき今の振舞かな、内田にはあらず、其の手の郎等か」と問ひければ、内田「我が身こそ大將よ、郎等にはあらず、行跡何に」と申せば、女答へて云く、「女に組む程の男が、中にて刀を抜き目に見する様やは有るべき、軍は敵に依つて振舞ふべし、故實も知らぬ内田かな、」

(註) 「巴關東下向の事」の條

〔一〇〇四〕吾妻鏡 第九

二品令求奥州羽州兩國省帳田文已下文書給、而平泉館炎上之時、燒失云々、難知食其巨細、被尋古老之處、奥州住人豐前介橋實俊、并弟橘藤五實昌、申存故實、由之間、被召出、令問子細、給仍件兄弟、暗注進兩國繪圖、并定諸郡券契、郷里田畠、山野河海、悉以見此中也、注漏餘目三所之外、更無犯失、殊蒙御感之仰、

則可被召仕之由云々、

(註) 文治五年九月十四日の條 ○省帳 稅帳 ○田分 田地の區劃を調査した書類

〔一〇〇五〕吾妻鏡 第十八

櫻井五郎信濃國住人殊鷹飼也、而今日、於將軍御前、飼鷹口傳故實等申之、頗及自讚、加之、以鴟如鷹兮、可令取鳥云々、可覽其證之由、直雖被仰、於當座難治、可爲後日之由辭申之、

(註) 建永元年三月十二日の條

〔一〇〇六〕吾妻鏡 第卅一

北條五郎時頼、始可被射來、月放生會流鏑馬之間、此間初於鶴岳馬場有其儀、今日、武州爲扶持之、被出流鏑馬屋、駿河前司義村以下宿老等參集、于時招海野左衛門尉幸氏、被談子細、是舊勞之上、幕下將軍御代、爲八人射手之内歟、

故實之堪能被人之故歟、

(註) 嘉禎三年七月十九日の條

〔一〇〇七〕吾妻鏡 第卅九

明春正月御弓始事爲試其堪否、陸奥掃部助時〇實今日被催射手等之處、左親衛以安東五郎太郎爲御使、被仰遣云、寒中の調者爲射手尤不便也、且聊屬暖氣之後、弓猶可得其體之旨、古老射手等所申也、此上者明春可有其沙汰歟、如何云々、掃部助被報申云、年內的調者、依爲古例雖申行、頗不庶幾事也、今仰旁可相叶、射手之所存歟、古老口傳可爲向後例之由云々、仍被止舊年的調云々、

(註) 寶治二年閏十二月廿日の條

〔一〇〇八〕北條五代記 卷之四

成政田宮平兵衛長柄刀をさし諸國兵法修行し柄に八寸の徳みこしにさんぢ

うの利其外神妙秘術を傳へしより以後長柄刀を皆人さし給へり、

(註) 「關東長柄刀の事付かぎ鍵の事」の條

〔一〇〇九〕常山紀談 卷之一

一説に、爲景尾〇長猿松を憎みて其傳城越前守に預けらる、此時十二歳、それより諸國を巡りて風俗を見、人情を察し地の利を窺ふ、といへり、

(註) 「長尾輝虎越後を治められし事」の條

〔一〇一〇〕常山紀談 卷之十

馬場重介職家は陸奥栗尾川貞任が裔孫にて、備前邑久郡北地村に來り居しが、其後も安部といひけるに、京都より來りし馬場氏の人豊原に居て、其の女を妻として遂に馬場と稱しぬ、重介稚名を岩法師と言ひて、十三歳にて邑久郡戸石の城主浮田大和守に奉公し、天文十四年浮田直家は乙子の

城に在りて大和と軍あり、

(註) 「馬場重介武功の事」の條

〔一〇二一〕北條五代記
卷之七

昔天正の比ほひ常陸國江戸崎といふ所に諸岡一羽と云て兵法の名人ありいにしへの飯篠長威入道にもおとるへからすといひならはす然に土子とろの助岩間小熊根岸菟角と云て名をうる弟子三人あり此者共兵法に身をなけうち晝夜付そひけいこする所に諸岡重病に臥存命不定也

(註) 「兵法勝負の事」の條

〔一〇二二〕北條五代記
卷之七

彼菟角相州小田原へ來る天下無雙の名人と云ならはす此者長高く髪は山臥のこくとく眼に角ありて物すこく常に魔法をおこなひ天狗の變化と

云夜の臥所を見たる者なし愛岩山太郎坊よな／＼來て兵法の秘術を傳ふると申て微塵流と名付人にをしへ弟子共多かりけり其後武州江戸へ來て大名小名に弟子おほく有て上見ぬ驚のことし

(註) 「兵法勝負の事」の條

〔一〇二三〕源平盛衰記
卷第三十六

爰に武藏國の住人別府小太郎忠澄、生年十八に成りけるが進み出でて申しけるは、斯様の事は先人達の申すべき事に候、末の者申し入ること、其の恐れはべれども、親にて候ひし入道の常に教へ候ひしは若き者は聞きも習へ、山越の狩をもせよ、敵をも攻めよかし、山に迷ひたらんには老いたる馬を先に立てて行くべし、それ必ず道に出づるなりと教訓申し候ひき、今思ひ出でられ候さもやあるべからん、と申しければ、御曹司、戲呼さる事聞き侍り、齊の國の桓公が胡竹の國を伐ちし時、深雪路を埋みて歸る事叶は

ざりけるに、管仲と云ふ者、老馬を雪に放ちて道を得たりと云ふ本文に叶へり、返すくも神妙」とぞ感じ給ひける、

(註) 「清草鹿を射る並義經鴨越に赴く事」の條

〔一〇一四〕奥州後三年記

俗呼てこれを八幡殿の後三年の軍と稱す、星霜はおほくあらたまれども、彼佳名は朽ることなし、源流廣く施して今にいたりて又彌新なり、古來の美歎、誰か其威徳を仰がざらん、世上のしるところ猶ゆくすゑにつたへ示さん事を思ふ、後漢の二十八將、其形を凌雲臺に寫す、本朝賢聖障子名士を紫宸殿に圖せらる、故に今此繪を調をかしむる所なり、就中に清和御代殊に吾山の佛法を崇さす、其徳好を思ふに流を斟ては必ず源を尋ぬべきことほりあり、況や又當時天下の靜謐し海内の安全、しかしながら源氏の威光山王の擁護なり、これらの來由につきて、此畫圖東塔南谷の衆議として

其功を終ふ、狂言戲論の端といふことなかれ、兒童幼學の心をすゝめて讚仰の窓中時々是を披て、永日閑夜の寂寞をなくさめ、家郷の望の外よりよりこれをもてあそびて、嘯風、咲月の吟詠にまじへんとなり、

(註) 「序」の一節

〔一〇一五〕吾妻鏡 第廿六

有若君〇頼經御手習始之儀、陰陽權助國道朝臣擇申目次、今日、時巳未其儀兼被上南面御簾三ヶ間、御硯一面、時鶴御手本昨日、自京都等、置文臺、置御座前、吉時未前奥州〇義時着布衣、被參、若君出御、宰相中將布衣、被候、傍頃之參進、開御硯蓋、摺墨染筆被進、取之習始給、長生殿詩云々、事訖、奥州被賜御釵、納錦袋相公〇北條時房羽林傳之、出羽守〇藤原家長衣布、爲役送、其後於上臺所、盃酒、宿老御家人兩三輩參候云々、

(註) 元仁元年四月廿八日の條

〔二〇一六〕文相撲

シテいつぞや、伯父者人から来た相撲の書があらう、取つて來い、冠者 畏まつてござる、相撲の書でござる、シテこれが書か、書いたものは重寶ぢや、何々、相撲のく、これは何ぢや、冠者 私も讀めませぬ、シテ相撲の書のことてがなあらう、冠者 左様でござりましたよ、シテ何々、相撲の書の事、一つ、目隠し、ちやうと打つ、その時顔をひくべし、やいく、いまの時顔を引けばよいもの、冠者 左様でござる、シテ一つ、右をもつて左へ廻し、左を以て右へ廻し、小股にかけて、ずていどう、やいく、も一番取らうと云へ、冠者 畏まつてござる、

〔二〇一七〕玉葉 卷四十四

此日、余少兒參八條院爲御養子、今夜、大藏卿宗親妻惟方入參上爲乳母、件兒、彼院女房

三位殿腹、件參上儀、最密儀、以女院八葉御車被迎取也云々、

(註) 文治二年二月四日の條

〔二〇一八〕玉葉 卷五十一

小兒居茵上、女房抱之、件四條殿可抱之、而面嫌之間欲不離、乳母仍件女房相副其名大夫、六人女房之内也、

(註) 文治三年十月廿三日の條

〔二〇一九〕玉葉 卷六十二

御乳母大納言三位能保娘、未嫁之人也、下向、申請院廂御車云々、

(註) 建久二年十一月九日の條

〔二〇二〇〕太平記 卷十三

故大納言殿ノ百ケ日ニ當ケル日、御產事故無シテ若君生サセ給ヘリ、哀其昔ナラハ、御祈ノ貴僧、高僧、歡喜ノ眉ヲ開キ、弄璋ノ御慶天下ニ聞ヘテ、門前

ノ車馬群ヲナスヘキニ、桑ノ弓引人モ無、蓬ノ矢射ル所モ無キアハラ屋ニ
スキ間ノ風ハ冷シケレ共、フセキシ陰モ枯ハテヌレハ、御乳母ナムトヲ付
ラル、マテモ不叶、只御母上自イタキソタテ給ヘハ、漸ク故大納言殿ニ似
給ヘル御貌ツキヲ見給ニモ、形見コソ今ハアタナレ、

(註) 「北山殿御隠謀事」の條

〔一〇二一〕實隆公記

午下刻東隣亞相息女乳母亞相〇〇有十一歳小口死去、自去十三四日病惱、血崩云々、今年卅
九〇歟云々、言語道斷無常迅速消魂者也、

(註) 文明十七年三月廿二日の條

〔一〇二二〕關太曆第十二

抑今日春宮大夫息三男也、年七歳、良兼法師養育、有首服事、

(註) 貞和四年十二月廿日の條

〔一〇二三〕玉葉卷四十一

此夕、小童二人兄八歳、弟六歳、密々着袴、大将結腰前物、陪膳經家、基輔兩朝臣、雖可着衣冠、禁中有公事云々、役供六人、藏人五位皆衣冠也、

(註) 元暦元年八月十三日の條

〔一〇二四〕玉葉卷四十三

内藏頭經家朝臣、相具其息家平生年七歳、去十一月加首服也、來、召家平於前、給作物、其父於余
頗雖爲不忠之者、其息爲賴輔入道之孫、仍殊所召前也、

(註) 文治元年十二月十九日の條

〔一〇二五〕玉葉卷五十八

此夜、余小童、生年六歲、於八條院、有著袴事、仍余參入、大將相伴、子細有別密儀也、

(註) 建久元年十二月十七日の條

〔一〇二六〕園太曆第六

抑今日孫小童公定、生年七歲、令首服也、仍先公御例、五歲冬可遂此事、旨用意之處、神木動坐之間延引、就予例、七歲有此事、

(註) 貞和二年正月二日の條

〔一〇二七〕 後法興院記

是日令上洛、廣橋相續體、日野町子息生年九歲云々、去月廿八日元服、名字守光、

(註) 文明十一年九月六日の條

〔一〇二八〕 後法興院記

五歲小童有袴着事、晚景一乘院被來、

(註) 文明十一年八月廿八日の條

〔一〇二九〕 後法興院記

去月廿九日九條前關白息、十七歲云々、加首服、名字尙經云々、加冠主公云々、以使者賀之、

(註) 文明十六年九月二日の條

〔一〇三〇〕 後法興院記

賴秀朝臣息今日加首服、名字賴量、今年十一歲云々、

(註) 文明十七年二月十七日の條

〔一〇三一〕 御法興院記

傳聞、御拜賀雖可爲來廿六日、畠山左衛門督息今年十三歲、去十九日加首服、今度可
供奉之由細川執申處、大樹無許容、仍不可存知管領職間、不可供奉云々、

(註) 文明十八年七月廿四日の條

〔一〇三三〕 後法興院記

日野小冠來、去夜元服、加冠相國云々、於宿所加首服、則參相國亭被加髮搔云々、次參内云々、今日來此亭、余并關白令對面、直衣冠也、今年八歲云々、

(註) 明應四年十一月廿六日の條

〔一〇三二〕 後法興院記

昨日花山前左府息十六歲、加元服云々、今日以使者賀之、遣太刀金

(註) 明應七年二月廿九日の條

〔一〇三四〕 實隆公記

後聞、今夜雅康卿息十七歲、加首服、名字雅種、去廿六日敍爵云々、

(註) 明應四年二月五日の條

〔一〇三五〕 實隆公記

後聞、昨日歟子息康親十一歲、加首服云々、彼後宴人々招請之體歟、

(註) 明應四年四月廿三日の條

〔一〇三六〕 實隆公記

抑今日菅原在名在數朝臣實子、十二歲、申十一歲之由云々、元服、今夜補侍中、則奏慶云々、其儀可尋記之、

(註) 明應八年六月廿五日の條

〔一〇三七〕 實隆公記

今日吉曜良辰也、仍五才小男西室僧正附弟阿護吾丸、著袴、二歳小男大夫公條、髮置、九歳小女帶直等如形、遂其了了、

(註) 長享二年十二月十三日の條

〔一〇三八〕 實隆公記

妙花寺關白息居士左、今年十七八歳歟、當年元服、名字房家、正五位下、少將、禁色等宣下去比奉成之了云々、

(註) 明應三年二月十四日の條

〔一〇三九〕 後法興院記

小童元服事雖爲代々武家加冠、當時作法難事行間、於此亭如形可遂其節歟、由、○下略

(註) 文明十四年二月一日の條

〔一〇四〇〕 増鏡 第一

御門(後鳥羽)いとおよすげて、かしこくおはしませば、法皇(後白河)もいみじううつくしと思さる、文治二年十二月一日、御書始せさせたまふ、御年七なり、

(註) 「おどろのした」の條

〔一〇四一〕 後伏見天皇御記

抑余七歳初携此道、至今二十年、

(註) 正和二年十二月廿二日の條 ○此道 琵琶

〔一〇四二〕 玉葉 卷四十七

兼又今年可有御書始之年也、一條院七歳有此事又代々例、十二月有此事、

(註) 文治二年十月廿八日の條

〔一〇四三〕實隆公記

源講今日終其功了、爲謝之晚頭向宗講□法師庵種玉庵、歸路參入江殿、及昏黑歸宅、等壽喝食來、論語自一至四、書寫本持來、驚目今年十三歲也、奇異之□□、

(註) 文明十八年六月十八日の條

〔一〇四四〕後法興院記

是日鞠會也、園宰相頭役、人數如例、二樂院息小童來、鞠以後有盃酌事、鞠器用之仁也、十六歲云々、木幡執行來、召前給盃、

(註) 明應三年七月廿三日の條

〔一〇四五〕實隆公記

今日論語第三、第四予受師富朝臣說、則及晚授小生等了、下襲尻自四條返送之、

(註) 明應三年二月十四日の條

〔一〇四六〕實隆公記

今朝向飛鳥井亭、一通遣之、其詞、
歌道之事、雖非器依累葉、慈存執心、入御門弟之員、忝蒙芳言候、誠一宗之師、爲千金之直條、厚恩之至、生々世々難拜謝盡候、別而不存等閑疎略候、心中定而兩神可有照覽候、向後彌可奉仰御諷諫候、恐惶謹言

(註) 文明七年二月十三日の條

〔一〇四七〕實隆公記

親王御方蹴鞠作法御傳受、雅康卿爲御師範參候云々、珍重々々、仍入夜參候、珍重之由申入了、退出之次向雅康卿許、同賀之、親王御方御書被取出拜見了、兩道御師範珍重々々、

(註) 文明十三年三月十一日の條

〔一〇四八〕上戴恩記

歌書には、定家卿以來、二條家冷泉家の兩流、日月の光をあらそふかことく天下にかくやくたり、丸かわかき時までは、いかなる初心の輩までも、師説を受すして、歌書をのそく事は、はちおもふ心あり、今のわかき衆は、人に物習ふ事を、かへりて耻かはしくおもへり、

〔一〇四九〕上戴恩記

有時、殿下へ歌はいかやうにしてよみ習ひ申へきそと申上ければ、先連歌をすてよ、おなし道なから初心の時はさはりとななり、連歌は前句につく事を詮にするによりて、やさしからぬ詞もとり出てつかふを、みなれ聞馴るまゝ、いやしき詞ともおほえす、それを歌に用るにより、殊外のさはりと

なる也、歌よみは詞の吟味肝要なり、色々のよみ方の口傳ありといへとも、はしめよりをしへても心ゆかぬ物なればかひなし、たゝあくたもくたをかきなかせ、あとにはかならず水すむ物なりと仰られき、

〔一〇五〇〕上戴恩記

禪定殿下、失給し後には、ひたすらに幽齋法印を頼奉りて、或聚樂あるひは吉田、又丹後の岡田邊といふ處まで、したひありき奉りしに、御機嫌の悪敷事もなく、何事も尋たてまつれと、乳のみこに物をくゝむるやうに、仰聞されし御恩はいつの世にかは報ひ奉るへき、是も殿下の御をしへのことく、歌を詠んには連歌を先さしをけとのたまひき、又歌書の中になにを宗と見侍るへきと尋奉れば、いさとよ、和歌をよみぬるには歌書はいらぬ事也、今までのその歌學も過分の事也、又いらぬ事かと思へば、後には一切經も用に立事なり、されともさしあたりて、初心の時はたゝ歌を明暮よみて、

師匠の指南をうるにしかすと、

〔一〇五一〕玉葉卷四十五

早旦、大原聖人房本成來、余大將中將女房姬御前皆受戒聽聞之間、信心發起、不覺之淚數行、受了給小布施、

〔註〕 文治二年四月廿五日の條

〔一〇五二〕玉葉卷四十八

此日、小童九歲始渡山階寺別當僧正許、内府相具之、半部車、隨身上薦冠、前驅衣冠八人、少納言頼房連車、秉燭歸來、

〔註〕 文治三年正月十七日の條

〔一〇五三〕玉葉卷六十一

早旦、以輿向九條、依今朝講演也、午刻許、女房向來、例講論義了、

〔註〕 建久二年七月十九日の條

〔一〇五四〕玉葉卷六十二

以貞慶已講爲講師、余粗示聞子細、貞慶演說旨趣、大僧正、余相共拭感淚、實雖神明三寶、爭不伏此理給哉、殆可謂神歟、可尊々々、此感應必不可空者也、

〔註〕 建久二年十月十一日の條

〔一〇五五〕國太曆第三

今日上皇可臨幸天龍寺云々、予可參會之由、有其仰之上、去比謁夢窓和尚之處、必可參會之旨示之、仍領狀也、略和尚又在、彼是清談、頗及法理、

〔註〕 康永三年九月十六日の條

〔一〇五六〕關太曆第五

慈嚴僧正入來、心閑謁之、造作事并前庭假山事等談之、坤方不可築山之間先達口傳也、不可然之旨示之、

(註) 貞和元年十一月七日の條

〔一〇五七〕後法興院記

向成佛寺聽聞談儀、法華經次讀太平記、禪僧也

(註) 文正元年五月廿六日の條

〔一〇五八〕後法興院記

入夜參平等院、習尚書

(註) 應仁二年六月七日の條

〔一〇五九〕後法興院記

小童小女兩人同與令參詣御靈、北野、平野等社、次令聽聞內野經、

(註) 文明十二年十月十二日の條

〔一〇六〇〕後法興院記

令參詣御靈、北野、平野等、次令聽聞遺教經、大納言、小童同令聽聞之、女中衆同之、自御臺給美物、

(註) 文明十八年二月十二日の條

〔一〇六一〕後法興院記

早日向或僧坊令聽聞法談、心中念誦如例、

(註) 明應二年五月十九日の條

〔一〇六一〕 實隆公記

天隱和尚來臨、清談一洗胸塵了、

(註) 明應七年四月二日の條

〔一〇六二〕 古今著聞集 卷六

太神元政多近方がもとへ早朝に來れる事有けり、近方いそぎ出合たりけり、元政、八幡へまかる使にきと申べき事ありて詣てたるといひければ、しばらくとゞめて盃酌などすゝめけるに、元政が云、八幡へは罷り侍らず、けふは元賢に狛ぶえふかせんれうにまいれる也、百千の祕事を教へたりといふとも、舞人の御心にかなはざらん、笛吹何にてもあるまじ、元政年たけて命けふあすともしらず、しかればこれをきかせ申さんと思ひて、けふはぐして參れり、大事ありともたがはずして聞給へといひければ、近方興に入て成方并近久が、いまだ小童にてありけるをよび出して、舞せて笛を聞

けり、終日ふかせて拍子をあぐる所の事をしたゝめき、近方ことに感じ申けり、元政涙をながして悦事がぎりなし、扱元政が云、右の樂はけふしたゝまりぬ、祕曲をばみな傳教候、このうへはおのづから不審ならん事をばいもうとの女房にいひあはすべしとぞいひける、件の妹は女房ながら元政におとらぬもの也、安井の尼とぞいひける、

(註) 「管絃歌舞第七」の條

〔一〇六四〕 古今著聞集 卷八

法深房當道の祕事口傳故實のこる事なく書て、二女尾張内侍にさづくとて、おくにかくぞかきつけ侍ける、

忘るなよわが四の緒はよるのつるの子の道にこそねをばおしまね
是以後抄入之、

(註) 「孝行恩愛第十」の條 ○當道 琵琶 ○抄 註釋書

〔一〇六五〕後法興院記

源氏物語注花鳥餘情後成恩寺筆作也中祕傳一冊事連々懇望之間傳授事被許容今日爲吉曜間自他出誓約之一筆借給一冊後成恩寺自筆也納宮被封之使家幸朝臣也

(註) 明應八年四月廿日の條

〔一〇六六〕丹州三家物語

烏丸殿光廣中院殿通村三條西殿此三人の人々は常々細川幽齋に古今の口傳をふかく望まれたりしかとも、いまた相傳なかりしか、不慮の大變出來り、幽齋籠城たりしかは、幽齋思はれけるやうは、此度は討死せん事必定たり、然は彼三人の人々に、古今の相傳むなしくせは、殘多や思はれけんとて、籠城支度の其中は、事忙敷折ふしに、古今の口傳を書認、箱中に封し入、三人の人々へ使を立て謂れしは、古今我家の口傳年來望給ひしか共、忿劇に

被妨、今迄延引申なり、俄に大軍引うけて、老後の軍致なり、此度は打死せむ事近きにあり、打死したりと聞えなは、此箱を開て是を見給へとて、一つの箱をそ送られける、かく忙しき境界に、神妙也ける生得かな、それ心狂眼盲耳聾三悖を以、人を牽る者難しと云々、誠に幽齋玄旨は、文武の二つを兼備して、良將の器と見えにける、

(註) 「古今箱傳受之事」の條

〔一〇六七〕玉葉卷四十二

是等皆勸先例所教諭也、子細見大將記歟、

(註) 元曆二年正月十四日の條

〔一〇六八〕嵯峨のかよひ路

十七日、晝ほどに渡る、源氏はじめんとて、講師にとて、女あるじを呼ばる、籛

のうちにて讀まる、まことにおもしろし、世の常の人の讀むには似ず、ならひあべかめり、若紫まで讀まる、夜にかゝりて酒のむ、あるじがたより女二人を土器とらす、女あるじ、すのもとに呼びよせて、此あるじは千載集の撰者のむまご、新古今新勅撰の撰者の子、續後撰、續古今の撰者なり、まらうどは、同じく新古今撰者のむまご、續古今の作者なり、昔よりの歌人、互に小倉山の名高きすみかにやどして、かやうの物語のやさしきことどもいひて、心をやるさま有難し、此頃の世の人、さはあらじ、昔の人の心地こそすれなど、やうく色をそへていはる、男あるじ、情ある人の年老いぬれば、いとど醉さへ添ひて、涙おとす、曉になればあかれぬ、

(註) 文永六年九月 ○講師 よみ手 ○女あるじ 爲家の室、「十六夜日記」の作者

〔一〇六九〕 嵯峨のかよひ路

廿四日、手習

廿七日、手習の残り、夢の浮橋はてぬ、やがて古今とりよせて、一わたりよむべき由をいへば、あるじ興にいりて、家の祕本、記ある所には點あひ、讀みにくきことには草さしたる本をとり出でて、これは起請を書きて人に見せぬ本なれども、志ありがたければ授け奉らんとて、まづ其の本をよむべし、わろき所どもを聞きて直さんとて、次第にてんしやううつし、難義を尋ねきはむ、秋の下にて日くれぬ、

(註) 文永六年十一月 ○手習 『源氏物語』第五十三卷の卷名 ○點あひ 訓點をつけること

〔一〇七〇〕 後法興院記

向隨門、有孟子講尺、

(註) 文明十二年六月廿九日の條

〔一〇七一〕 後法興院記

自今日有論語之講尺、僧一勤實門并關白被來、爲了聞也、飛鳥井亞相入道父子其外僧俗數輩丁聞、講尺以前一勤ヲ召前給一献、今日序分講尺之、來十七日可來云々、

(註) 延德二年閏八月十四日の條

〔一〇七二〕 後法興院記

於鷹司亭有孝經講尺云々、晝程關白向彼亭、章長講之云々、

(註) 明應四年十一月二日の條

〔一〇七三〕 實隆公記

向德大寺亭、東坡講釋第五卷、聽聞、

(註) 文明十七年閏三月九日の條

〔一〇七四〕 實隆公記

今日宗祇依兼目約諾來、伊勢物語講尺之、自初段至武藏野燗之段聽衆中御門黃門、滋前相公、頭蘭、藤武衛、上乘院、肖柏等也、物語之旨言談之趣尤神妙々々、講席了各分散之後、頭蘭、上乘院等象戲有其興、

(註) 文明十七年六月朔日の條

〔一〇七五〕 實隆公記

自今日古今和歌集講談、密々事也、自愛々々、

(註) 文明十九年四月十二日の條

〔一〇七六〕 實隆公記

宗祇法師來、令讀橋姬卷、昨日此事所望了、不及講尺只文字讀計也、政爲卿入來聽之、姉小路前(宰相)師富朝臣等同來合之間聽之、

(註) 延徳二年十一月四日の條

〔一〇七七〕 後法興院記

召大外記師富朝臣關白有讀書事、左傳文字讀也、

(註) 明應四年四月廿七日の條

〔一〇七八〕 實隆公記

今日當番也、午後參内、入夜於御學問所宇治橋姬卷一帖讀申之、親王御方御下姿御參御聽聞、凡此事雖斟酌、去一日夜堅被仰之間、愚本持參文字讀計如形申之、其内少々義理隨御尋申入了、今日番衆季經卿爲學等皆參也、

(註) 延徳二年十一月七日の條

〔一〇七九〕 實隆公記

抑師富朝臣談、
讀書字指之事、寸法強而不習傳、吾家每度讀書始之時用筆云々、清三位入道者有寸法之由稱之云々、可尋也、

(註) 明應七年四月六日の條

〔一〇八〇〕 後法興院記

西堂來、是日雖爲講尺、實門依指合令延引來十四日了、余讀左傳、次習文字切、

(註) 寬正七年二月八日の條

〔一〇八一〕 實隆公記

聰明手本 一難波津、淺香山歌、
一源氏物語詞、 波々伯部兵庫所望之間、今日書遣之了

(註) 明應七年三月廿日の條

〔一〇八二〕 實隆公記

源氏物語五十四帖書寫之功今日終之、周備千萬令自愛者也、及晚宗祇、肖柏等來、歌道清談頗有其興、

(註) 文明十七年閏三月廿一日の條

〔一〇八三〕 玉葉 卷四十三

愚息小兒七歲、密々參詣春日、初度也、所付僧正之小童也、明曉、可參詣御社、仍今日所下向也、

(註) 文治元年十二月廿二日の條

〔一〇八四〕 玉葉 卷二十三

此日、姫君五歲始參春日御社、○中略又小童九歲密々相具、自宿所參社之間、可用他車、不可同車之由、所仰含也、是件小童着袴之後也、與姫君同車、理不可然、是

以用別車、但路之間、密密所同車也、

(註) 安元三年二月二十五日の條

〔一〇八五〕 醫驗嘶餘

一 兒公家息ハ、白水干著ル也、武家ノ息ハ、長絹ヲ著スル也、クビカミノ有ヲ水干ト云、無ヲ長絹ト云也、イヅレモ菊トヂハ黒シ、中堂供養ノトキ、御門跡ノ御供奉、貫全童形ニテ仕ル也、其トキハ、空色ノ水干其時節ニ似合タル結花ヲ、菊トヂニシテ法師ノ肩ニノル也、歩時ウラナシノ藺金剛也、
一 御童子ハ、素襖袴ニテ髮ヲサゲ、眉ヲツクル、

兒眉 上ニシツテ立、末ニホフ、

御童子眉 三日月ナリニ脇ニシツテ立、兩方ニホヒアリ、

一堂衆ノ事、根本中堂長講一ノ長講ニ、長講ト云也、三人也、清僧也、中承仕、三人清僧、中方也、咒師一人、以上七人、

(註) 兒眉、御童子眉の上に各挿圖あり

〔一〇八六〕 右記

落飾之事、以十七若十九可定其年限也、然翠黛之貌、紅粉之粧、僅四五年之間也、相構其程、競寸陰而學外典、緇襟之後、可嗜內典也、

(註) 「童形等消息事」の條

〔一〇八七〕 元亨釋書 卷第七

過十齡早學台教、一日厠止觀講席、略中時年十五、次歲終三大部、十八薙髮於園城寺、登東大寺戒壇、又入洛都潛聽外學、

(註) 釋辨圓の條

〔一〇八八〕 元亨釋書 卷第十三

七歲讀佛書、略中十歲讀妙法華、略中十四從飯田之眞俊學顯密之教、俊者台嶺座主忠尋之上足也、仍苦學精勤、邁於倫輩、十八落髮、十九於大宰府觀世音寺受具戒、

七歲讀佛書、略中十歲讀妙法華、略中十四從飯田之眞俊學顯密之教、俊者台嶺座主忠尋之上足也、仍苦學精勤、邁於倫輩、十八落髮、十九於大宰府觀世音寺受具戒、

(註) 「釋俊仍」の條

〔一〇八九〕 右記

常好里居事、小兒之習、雖不背物理、欲堪不堪、欲叶不叶、初入之道也、繇遠而退、因嶮而泥、何日何時、至高至深、然四序各一度、可免之、全不可送、多旬、首尾十日之間、可遂歸參也、

(註) 「童形等消息事」の條

〔一〇九〇〕 海人藻芥 卷之中

若同宿ニ、兒童ヲ不可預、共以失立身基也、可成出世兒童ニ、世間者ヲ不可近

付、略中サレバ彼同宿ドモノ、茶タツル音ヲ聞ハ尤可然也、

(註) 出世 出家の意

〔二〇九一〕曾我物語 卷第四

母悦びて生年十一歳より箱根に上せ、年月を送りける程に箱王十三にぞ
なりにける十二月下旬の比、かの坊の稚兒同宿二十餘人ありける者共の
許へ、親親き方より面々に音信どもありけるに、下れと書きたる文もあり、

(註) 「箱王箱根へ上る事」の條

〔二〇九二〕右記

兒童常隨寺院例役事可有之、先當所例式二月十五日之涅槃會、三月二十一日御影供、四月八日灌佛會、七月十五日孟蘭盆會、二季時正佛事、其外舍利會結緣灌頂、舍利會結緣灌頂、定日會結無之、件日、以捧物一種可備佛前者也、但結緣灌頂之時、不備

佛前、可有心、

已上條々爲年少者註之、定有後難歟、是併可爲下愚教道、不爲上智賢明云々、

(註) 「童形等消息事」の條

〔二〇九三〕東大寺續要錄 佛法篇

入夜景論匠了、其後聽聞衆分兩方始延年之會、兒共者盡歌舞之曲、

(註) 「講會(世親講)繁昌事」の條

〔二〇九四〕海人藻芥 卷之中

或會ノ行事、或樂行事、舞童子行事、是皆三綱所役也、

持幡童事 宮以下大臣息、阿闍梨勤仕之時ハ、侍ノ子ノ兒勤之、大中納言ノ息以下阿闍梨勤仕之時ハ、中童子也、略中行遍僧正者、三河法眼行延御室坊官也

之子也、仍於事令斟酌哉、諸山寺ニハ、其所ノ一和尚、或學頭等、阿闍梨ノ勤仕スレバ、其寺兒、執綱役、持幡ノ童ノ役等勤之、若自他助威儀意歟、凡自由之儀也、不定爲例也、後宇多法皇御灌頂之時ハ、持幡ニハ被用僧云々、是寬平法皇御灌頂之古例也、

堂童子者、五位ノ殿上人ノ所役也、

〔一〇九五〕本朝高僧傳卷第二十七

蚤慕梵法、禮一山國師於建長、服勤左右、苦學絕倫、稍長登壇受具、掛錫洛之建仁、參禪之暇、染指世書、特通莊子、年十八渡海南詢、

〔註〕「京兆建仁寺沙門釋友梅傳」の條

〔一〇九六〕高野春秋編年輯錄第九

心王院快尊感見大明神之靈夢、謂欲求始行垂髮兒問答講於天野宮也、問答講箱

錄之
現在、

〔註〕正應三年十一月十九日の條

〔一〇九七〕高野春秋編年輯錄卷第十

於山王院拜殿有垂髮兒問答講、兒十一人之交名在別

〔註〕正和二年八月十四日の條

〔一〇九八〕後宇多法皇御遺告

金剛頂業之人習讀守護國界主陀羅尼經、試經遂功可令得度、得度之後三月加行、其間當春秋灌頂入壇受明訖須受十八契印、然後學初學金剛頂業書、其書則金剛頂經開題四種曼荼羅義辨顯密二教論等、並是高祖製作當業要樞也、學頭三ヶ月講釋當業人受其義訓、初學書受習終功夏秋孟中月於學場試講、其後九月以後三箇月加行受金剛界大法、加行間必當灌頂入壇爲學法阿

闍梨、然後宜受其儀軌、當界初行七箇日勤修畢、一七ヶ月雖結願三時無懈翌年正月受學中學書、其書則菩提心論十八會指歸釋摩訶衍論、之就別尊宜在行人意並是高祖所謂眞言所學是也、如前年五月以後講試之、雖當業之人兼受兩部者私隨師重令加行、九月以後屬學場暇受傳胎藏大法、灌頂事如金界兩部諸尊瑜伽此間宜傳受之、兩部傳受研學勵志三ヶ年補蓮華峰十二僧、練行積功響谷感應得好相依、大阿闍梨鑑機入祕密壇場受傳法阿闍梨職位矣、至金剛頂義決并理趣釋經者爲後學書、雖不入學場講書隨師傳受之、聽受人不可過三人、祕奧旨不可容易故也、

(註) 「遺告諸弟子等」の中、定門資受法灌頂教學等次第緣起第九の條

〔一〇九九〕元亨釋書卷第五

投功德院皇圓剃落受戒、時年十五、三朞之間通受台教、又從黑谷睿空稟密乘及大乘律、凡大藏經律論他宗章疏靡不檢閱、

(註) 「釋源空」の條

〔一一〇〇〕本朝高僧傳卷第十六

幼習世典、夜以繼更、性苦昏睡、夢一僧教以印呪加持兩眼、玄心阿闍梨祭其不_レ凡乞爲弟子、剪髮納戒、授兩部法、暨受胎藏界悲生眼印明、始知夢中所受此密印也、上高野山、隸名傳法院、從事義學、慧解秀拔、無能及者、建長初如南京、學三論華嚴於東大、習瑜伽唯識於興福、知瑜精於密教、衆請就于戒壇院、講釋摩訶衍論、康元初寓仁和寺、受廣澤之流義、

(註) 「釋賴瑜」の條

〔一一〇一〕空華老師日用工夫略集

雜賀帶一僧來、濃州土岐人、今在粟田口儒宅受尙書、

(註) 應安四年九月二日の條

〔一一〇二〕吾妻鏡卷第三

第五章 教育の方法

諸寺諸山御領、如舊恒例之勤不可退轉、如近年者、僧家皆好武勇、忘佛法之間、行德不聞、無用樞候、尤可被禁制候、兼又於濫行不信僧者、不可被用公請候、於自今以後者、爲頼朝之沙汰、至僧家武具者、任法奪取、可與給於追討朝敵官兵之由、所存思給也、

(註) 壽永三年二月廿五日、頼朝言上朝務條々の中、佛寺間事の條

〔一一〇三〕 建武以來追加

如僧籍者、現住六百□三人、沙喝三十人云々、加參隨者殆覃七百人乎、五山之法、曆應以來、度々有其沙汰、可爲三百五十人之由、被定置訖、假令雖有加增之儀、不可過四百人、但當寺依不及武家之沙汰、如此令群居歟、於今者、輒巨交割、所詮向後、固可被停止掛塔、且雖有起單之闕、敢不可被許參暇、偏是爲被減僧員也、若令違犯者、可有殊沙汰矣、

(註) 布施彈正大夫入道執筆應安五十九御沙汰、東福寺條々の中、止掛塔事の條

〔一一〇四〕 勸學記

不可空晝夜六時事、辰巳學問午勤行未學問申外典酉勤行戌學問子休息丑睡眠寅卯

學問○中略

詩誦管絃者、雖爲藝能之片端、不如內典之稽古、偷雖令存知、好不可賞翫矣、○中決擇之庭、聽聞之砌、拋萬事可差出、且爲會資威儀、且爲身成才學、興隆也得分也、必臨學場、可聽聞也、恒例之大會、希代之診事者、無故障者、可見物、爲寺社之榮仕、興隆之一分故也、於自餘見物者、縱雖有逸興、堅可令停止、爲不用之基、稽古之障故也、

〔一一〇五〕 東大寺續要錄 佛法篇

飲酒等殊可禁斷、於談義道場不可破之、歸宿房之後者、非沙汰限、

(註) 「可令存知之條々事」の中、可持二十戒事の條

〔一一〇六〕永平元禪師清規

卷上

粥時開靜已後、齋時三鼓已前、先於食位就坐、齋時三鼓之後、鳴大鐘者、報齋時也、城隍先齋鐘、山林先三鼓、此時若面壁打坐之者、須轉身正面而坐、若在堂外者、即須息務洗手令淨、當具威儀赴堂、次鳴版三會、大眾一時入堂、入堂之間、默然而行、不得點頭語笑、一時入堂、在堂、不得言語說話唯默而已、

入堂之法、○中略

上床之法、○中略

下鉢之法、○中略

展鉢之法、○中略

行食之法、○下略

〔註〕「赴粥飯法」の條

〔一一〇七〕永平元禪師清規

卷下

寮○衆 寮中不可高聲讀經唸誦、喧動清衆、又不可揚勵聲而誦呪、又持數珠而向人、是無禮也、諸事須穩便、

寮中不可接入賓客、而相見笑談、又不可與商客醫師相師等及諸道輩問答、與商客問答、須避寮邊、

寮中不可聚頭談話、無慚無愧而戲笑、○中略

寮中不可到他人之案頭、而顧視他人看讀、乃妨自他道業也、雲水之最所爲痛也、

寮中不如法度事、小事寮首座及宿德者年當諫之、大事應報維那而諫、初心晚學和教隨順、當以諫之、○中略

寮中不可談話世間事、名利事、國土之治亂、供衆之龜細、是名無義語、無益語、雜穢語、無慚愧語、○中略

寮中不可亂威儀、合掌問訊、應當如法、莫聊爾、凡一切時、不可輕法矣、

寮中清淨大海衆、乃凡乃聖、誰測度者乎、然則見面而測人者、癡之甚也、○中
寮中各各案頭、若安佛菩薩像、是無禮也、又不可懸畫圖等、

寮中兄弟若到他人之案頭之時、或著衣、或衩衣、雖依時宜、必有其儀、若逢不著衣、不衩衣、不儀而到者、不可相見、

寮中兄弟在案頭之時、見他人來、先下床立地、或著衣、或衩衣、須隨來者之儀、或問訊、或觸禮、相見威儀、須如法矣、

寮中兄弟不可穿步寮中上下間、又不可論人之在不在、不可歷觀彼彼之案頭、寮中案頭不可擅偃臥、靠板頭、露脚露體、而爲衆無禮、○中

寮中清衆、不可蓄金銀錢帛等不淨財、是古佛之遺誠也、○中
寮中說話、常應低聲、○中

寮中縱者、年宿德、不可爲衆無禮、如違衆儀、維那當曉示之、○中
寮中見遺落之物、可繫拾遺牌、

寮中不可置俗典及天文地理之書、凡外道之經論、詩賦和歌等卷軸、

寮中不可置弓箭、兵杖、刀劍、甲冑等類、○中

寮中不可置管絃之具、舞樂之器、

寮中不可入酒肉五辛、○中

寮中相並坐時、若有應作者、苦事者、下座先作、是僧儀也、年少幼學、不可在座而見上座苦事、所以無禮也、若是好事、須讓於上座、是諸佛之正法也、

寮中兄弟之把鉢、應就把鉢架、把鉢之時、不可許聚頭雜談、高聲多言、○中

本寮公界之道場也、縱雖剃髮、不儀僧之輩、不可教經、廻出入寮內、不可教夜宿寮內、縱雖儀僧之輩、浮遊之類、不可教夜宿寮內、不可教徘徊寮內、所以妨清衆也、

寮中不可經營度世之業、

(註) 「吉祥山永平寺衆寮箴規」の條

「一一〇八」 坐禪用心記

雖然不_レ管身命、衣不足、食不足、睡眠不足、是名三不足、皆退情因緣也、一切生物堅物、乃至損物不淨食、皆不可_レ食之、腹中鳴動、身心熱惱、打坐有煩、一切美食、不可_レ耽著、非但身心有煩、貪念所未免也、食祇取支氣、不可_レ嗜味、或飽食打坐、發病因緣也、大小食後、不得_レ輒坐、暫經少時、乃堪_レ可坐、凡比丘僧必可_レ節量食、節量食者、謂涯分也、三分中、食二分、餘一分、一切風藥、胡麻薯蕷等、常可_レ服之、是調身之要術也、

〔二一〇九〕真宗授心得(蓮如上人九十箇條)

相傳モナキ聖教ヲ、我眼ノチカラ一分ニテ清濁サヘモ知ラズシテ、コレヲヨミテ、剩ヘクセ法門ヲイヒテ、御流ヲケガス事、大ナル誤ナリト知ルベキ事、

〔二一一〇〕大谷本願寺通記 卷第十二

於真宗行者中可_レ停止子細事

- 一 諸神竝佛菩薩等不可_レ輕之事
- 一 諸法諸宗全不可_レ誹謗之事
- 一 以我宗振舞對他宗不可_レ難之事
- 一 物忌事就佛法之方雖無之對他宗竝公方堅可_レ忌之事
- 一 於本宗以無相承名言恣佛法讚歎旁不可_レ然間事
- 一 於念佛者國可_レ專守護地頭不可_レ輕之事
- 一 以無智之身對他宗任雅意我宗之法義無其憚令讚歎不可_レ然事
- 一 於自身未安心決定聞入詞信心法門讚歎不可_レ然事
- 一 念佛會合之時不可_レ食魚鳥事
- 一 念佛集會之日於酒失本性不可_レ飲之事
- 一 於念佛者中恣博奕可_レ停止事、

右此十一箇條於背此制法之儀者堅衆中可_レ退出者也仍制法狀如件

(註) 「蓮如宗主門下制約」の條

〔二一〇〕 建武年中行事

この月に最勝講おこなはる、かねて日次をさだむ、もやの御れんたかくあげて、御帳のかたびらまきて、御さをとりかけて、本尊をかけたたり、四ヶ大寺東大、興福、延暦、園城、僧の中にけいこのきこえあるを、かねて撰さだむ、

(註) 五月五日の條

〔二一一〕 東大寺續要錄 佛法篇

近代法侶纔受諸宗之流、雖借修學之名、勸疎于稽古、學倦于鑽仰、法水之枯竭、惠命將終、盡其哀惜之餘、爲勸後學一兩之結構、普驅諸宗始儲此會、以備永代之佛事、

(註) 「興隆世親講事」の條

〔二一二〕 東大寺續要錄 佛法篇

建久七年、一寺之法侶兩宗之碩才、爲佛法住持、爲鑽作稽古、各相議始斯講、

(註) 「世親講始行事」の條

〔二一三〕 東大寺續要錄 佛法篇

因茲講衆等互歎此事、各相議曰、本講○世親講之外、每迎三季新修講行、欲繼法命、而諸衆皆同心一會、無異議、即相當俱舍論一卷、令定每季之所談講、問一座論匠三雙、可_レ行之云々、

(註) 「三季講始行事」の條

〔二一四〕 東大寺續要錄 佛法篇

正治三年正月晦日、於彼院家被始行問題講、即俱舍一卷中書數帖之論義、即賦數輩之學徒、勵多日之稽古、遂展一日之梵筵、致二座疑問、於今月爲第四卷、

又令講讀仁王經上下兩品

(註)「東南院問題講始行事」の條

〔二一六〕門葉記
第九十一

則以建久六七兩年、遂屈百口學徒始開七日之講肆、先達四十人隔日二十人參會講場、講衆六十人每日十人參勤講問、各參會之後、當座以孔子賦定所作次、講師一人問者五人、番論義二雙也、講衆者問答當疏之文理、拭梅延之賢、先達者互吐立破之辯說、諍身子之智、滿山大衆隨喜見聞之間、全無誹謗之詞、同有讚嘆之稱、六箇日如此、至第七日就三密之軌儀、供兩部之諸尊、以無動寺大乘院爲其道場、數日聽聞之倫、感悅興隆之盛、○中凡自彼建久六年至于今年、承元二年十四箇年也、最初年講淨名疏、次大經疏也、是則時々學者習學久廢文籍疎遠也、硯德成議廣學勸人、次四箇年欲停止講會之間、邪魔不勝佛德、怒披玄義一卷、次々三々卷終三箇年、

(註)「天台勸學講緣起」の條

〔二一七〕門葉記
第九十

十月朔日勸學講始行七箇日

結衆六十人 東塔三十人、西塔十八人、横川十二人
人師四十人 東塔二十人、西塔十人、横川八人

已上僧名百口、一山之中清撰碩才補之

勤行次第

先達四十人 隔日二十人 參會講場

講衆六十人 每日十人 參勤講問、講師一人 問者五人 番論義二雙

供料

先達四十人 人別十五石、合六百石

講衆六十人 人別五石、合三百石